

令和5年度（2023年度）の重点施策 に関する要望



令和4年（2022年）5月

熊 本 市

熊本市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、未曾有の災害となった「平成 28 年熊本地震」から 6 年が経過する中、本市では、被災した方々の生活再建を最優先に、復興を下支えする地域経済の活性化、防災、減災のまちづくりなど、復旧・復興の加速化と持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいりました。

国におかれましても、発災当初からこれまで、被災者の生活支援に係る迅速な対応をはじめ、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々なご支援を頂いたところです。

その結果、多くの被災者が住宅再建を果たし、またインフラや施設等の復旧も着実に進んできたところですが、被災者の生活再建に向けた総合的支援や、インフラの耐震化・多重化など、今後も引き続き取り組むべき課題も残されております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響は深刻かつ長期化しており、これまでに本市は、刻々と変化する感染状況や市民ニーズを把握分析しながら、適時的確な対策を講じてまいりました。国際情勢の不確実性が増大する中、引き続き市民の暮らしを守り抜くため、感染を抑制しながら社会経済活動を回復させる取組を全力で推進していくことが必要であると考えております。

国におかれましては、本市が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解をいただき、令和 5 年度予算編成等に向けて、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和 4 年（2022 年）5 月

熊本市長 大西一史

令和5年度（2023年度）の重点施策に関する要望

① 新型コロナウイルス感染症対策分野

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化
【厚生労働省】… P 2
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施
【厚生労働省】… P 4
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報の積極的発信
【厚生労働省】… P 5
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額
【内閣府】… P 6
- ・ 固定資産税等の負担調整措置による減収補填
【総務省】… P 8
- ・ 医療機関等に対する財政支援の拡充
【厚生労働省】… P 9
- ・ 地域公共交通維持のための支援
【国土交通省】… P10

② 防災・災害復旧分野

- ・ 固定資産税等の特例期間の延長
【国土交通省・総務省】… P14
- ・ 熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援
【文部科学省】… P16
- ・ 熊本城の復旧・復興に対する支援
【文部科学省・国土交通省】… P18
- ・ 宅地復旧に必要な支援の継続
【国土交通省】… P20
- ・ 被災マンションの建替えに必要な支援の継続
【国土交通省】… P22
- ・ 防災行政無線の整備等に対する財政支援
【国土交通省・総務省】… P24
- ・ 被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等
【内閣府】… P28
- ・ 災害援護資金貸付制度に対する支援
【内閣府】… P30
- ・ 文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援
【文部科学省】… P34

③ 行政のデジタル化

- ・ 安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行
【デジタル庁・総務省】… P38
- ・ 補助金のオンライン申請に向けたびったりサービスの機能拡充等
【デジタル庁】… P40
- ・ テレワークセキュリティ要件の緩和
【総務省】… P42
- ・ スマートシティの実現に向けたデータ連携基盤整備の一層の推進
【内閣府】… P44

④ 教育分野

- ・ 学校給食等の負担軽減措置に対する財政支援
【文部科学省】… P46
- ・ わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充
【文部科学省】… P48

- ・学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する財政支援等
【文部科学省】… P50
- ・義務教育課程における少人数学級の更なる推進
【文部科学省】… P57
- ・GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援
【文部科学省】… P58
- ・学校敷地の跡地利用に向けた法的手続の簡素化の検討
【文部科学省】… P60
- ・グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実
【文部科学省】… P62
- ・義務教育施設等の整備促進に対する財政支援
【文部科学省】… P66
- ・きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等
【文部科学省】… P68

⑤ 医療・健康福祉分野

- ・「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与及び内密出産についての
法整備等
【厚生労働省】… P72
- ・障がい福祉関係システムのマイナンバー連携に対する財政支援
【厚生労働省】… P76
- ・孤独・孤立対策の推進に対する支援
【内閣官房】… P78
- ・重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所における訪問支援の制度化
【厚生労働省】… P80
- ・子ども医療費負担軽減に向けた措置
【厚生労働省】… P84

⑥ 経済・農林水産分野

- ・半導体関連企業進出支援に対する財政支援
【経済産業省】… P88
- ・産業界が必要とする人材の育成・確保に対する支援
【経済産業省・厚生労働省】… P91
- ・農業農村整備事業に対する当初予算額の確保
【農林水産省】… P94
- ・水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、水産多面的
機能発揮対策事業に対する当初予算額の確保
【農林水産省】… P98

⑦ 都市基盤・交通分野

- ・九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成を
支える道路ネットワークの早期実現
【国土交通省】… P104
- ・公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保
【国土交通省】… P108
- ・熊本港の耐震強化岸壁の新規事業化
【国土交通省】… P112
- ・自転車活用推進計画の事業に対する支援強化
【国土交通省・経済産業省】… P114
- ・まちなかウォークアブル推進に対する支援
【国土交通省】… P116

- ・路線バス事業者への支援 【国土交通省】… P118
- ・農地の相続税等納税猶予制度の改善 【農林水産省・国土交通省】… P120
- ・白川改修事業・立野ダム建設事業の促進 【国土交通省】… P122
- ・下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援 【国土交通省】… P124

⑧ 環境・まちづくり分野

- ・第4回アジア・太平洋水サミット後の地下水保全対策への支援
【環境省・国土交通省】… P128
- ・再犯防止の推進に対する支援 【法務省】… P132

①新型コロナウイルス 感染症対策分野

新型コロナウイルス感染症に対する 国産ワクチンの早期実用化

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 将来にわたり十分な量のワクチンを安定的に供給するためにも、国産ワクチンの研究開発の支援、生産体制の強化が図られるよう、早期実用化に向けた必要な支援を強力に推進していただきたい。
- 2 国産ワクチンの承認審査にあたっては、副反応の少なさなど安全性を十分に考慮した評価とし、不活化ワクチンをはじめとした副反応に対する懸念の低い国産ワクチンを早期に実用化していただきたい。

現 状

- 感染者数が若年層を中心に高止まりしている中、ワクチンの副反応に対する不安などの要因から、若年層の3回目接種率が低迷している。
- 現在供給されているワクチンでは、接種者によっては心筋炎やアナフィラキシーショック等の副反応が激しく生じる方がいる。
- 本人の希望に関わらずワクチン接種が適当でない方もいる。特に、小児接種については、接種後の副反応について心配されている保護者もあり、ワクチン接種を希望されないケースがある。

課 題

- ワクチンの安定供給を継続していくためには、輸入に頼らない国産ワクチンの早期実現が必要。
- 副反応の発生頻度や症状の重さなどの問題が顕在化しており、ワクチン自体の安全性や副反応への懸念から接種を差し控えている方や若年層、小児、アレルギーを持つ方などに対して、多様なワクチン接種の選択肢を提供することが必要。

参考1 国内で使用されている新型コロナワクチン

(R4.4 末時点)

ワクチンメーカー	ファイザー社ワクチン		武田/モデルナ社ワクチン	アストラゼネカ社ワクチン	武田社ワクチン (ノババックス)
	12歳以上用ワクチン	小児(5歳~11歳)用ワクチン			
ワクチン種類	mRNAワクチン	mRNAワクチン	mRNAワクチン	ウイルスベクターワクチン	組み換えタンパクワクチン
対象年齢	12歳以上	5歳~11歳 (1・2回目接種のみ)	1・2回目接種：12歳以上 3回目接種：18歳以上	原則40歳以上 (特例：18歳以上)	18歳以上
接種回数	3回	2回	3回	2回	2回
接種間隔(2回目)	1回目から原則3週間	1回目から原則3週間	1回目から原則4週間	1回目から4~12週間 (8週以上の間隔を推奨)	1回目から21日間
接種間隔(3回目)	2回目から6か月	-	2回目から6か月	-	-
1回あたりの接種量	0.3mL	0.2mL	1・2回目：0.5mL 3回目接種：0.25mL	0.5mL	0.5mL
本市への供給量 (4.20時点)	1・2回目用：140,400V (869,700回分) 3回目用：52,260V (313,560回分)	10,430V (104,300回分)	3回目用：18,057V (270,855回分) ※本市では3回目接種から取扱開始	供給無し	供給無し

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 国の責任において、ワクチン及び必要な資器材の安定的な供給を行うとともに、特に人口や人流が集中する大都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた効果的な接種体制の構築が可能となるよう、戦略的な供給を行っていただきたい。
- 2 ワクチン接種において、対象年齢の引き下げや対象者の限定、更なる追加接種の実施などの制度改正や方針の変更を行う際は、早急に詳細な情報を示していただきたい。

現 状

- 人口や人流が集中する都市部におけるワクチン接種の迅速化は全国的な感染拡大防止に向けて極めて重要であるが、迅速な接種に十分な量のワクチン供給がなされていない。
- 追加接種や小児接種においては、接種間隔の短縮や接種開始時期の変更等の急な方針変更への対応に苦心した。
- また、これまでの追加接種や小児接種においては、国の方針決定時期から実施までの準備期間が十分でなかったため、接種券の発送や医療機関との調整等に支障をきたした。

課 題

- 国からのワクチン供給については、人口規模や接種実績を基に都道府県を通じて市町村へ配分されているが、人口や人流が集中する大都市に対しては戦略的なワクチン供給が必要である。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する 情報の積極的発信

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報について効果的な方法により十分な周知を行うとともに、接種をしない者に対する差別や偏見を生まないように配慮した情報発信を行っていただきたい。

現 状

- 接種が開始されているワクチンは、一定の副反応が生じるものであり、接種者によっては心筋炎やアナフィラキシーショック等の副反応が激しく生じる方もいる。
- 過去にアナフィラキシーショックの経験があるなどの理由により、注射によるワクチン接種を望まない方や、心臓疾患のある方、アレルギーのある方、妊婦など、本人の希望に関わらずワクチン接種が適当でない方もいる。特に、小児接種については、接種後の副反応について心配されている保護者がおり、ワクチン接種を希望されないケースがある。

課 題

- ワクチンの安全性等に関する一方的な情報や不正確な情報が拡散すると、対象者の接種判断に不安が生じ、接種率の低下が懸念される。
- ワクチンの安全性等について、様々な世代の対象者に十分な周知を行うためには、対象者の属性に応じ、テレビ、新聞、ホームページやSNSなど、多様な媒体を用いた周知を行う必要がある。
- 接種は強制でないにも関わらず、差別的な扱いが行われることなどが懸念される。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金の増額

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる増額をお願いしたい。

現 状

- 熊本市ではこれまで、中小企業者への制度融資に係る利子補給をはじめ、緊急事態宣言期間中における独自の家賃支援や飲食店等が実施する設備改修等への支援など、これまで 28 次にわたる緊急対策を講じ、総事業費は約 1,594 億円に達した。
- その財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした特定財源の約 1,408 億円に加え、一般財源を約 116 億円投入している状況である。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の単独分として、これまでに約 140 億円が交付限度額として示されたものの、熊本県からの時短営業要請による飲食店への協力金の負担金やその取引事業者への支援をはじめ、交通事業者への支援などに活用しており、今後不足が見込まれる状況にある。

課 題

- 感染症の影響が長期化し、収束が見通せない中、感染拡大防止対策の強化や地域経済の維持・回復に、引き続き迅速かつ臨機応変に対応する必要がある。さらに、変異株の影響による更なる感染拡大など、引

き続き相当の財政需要が見込まれる。

■即時対応特定経費交付金の交付限度額について、令和 3 年 12 月 20 日以降の営業時間短縮要請等に伴う協力金は、令和 3 年度の地方単独事業分の交付限度額の算定とする取扱いの変更がなされたことにより、多額の財政負担が生じている。

■震災からの復興を着実に進めている中、感染症対策と復旧・復興を同時に進めるには多くの財源が必要である。

参考 1 緊急対策の総事業費

令和 4 年 5 月 10 日現在

(単位：百万円)

総事業費	財源内訳				
	国			市債など	一般財源
		臨時交付金	その他		
159,382	140,810	19,475	121,335	7,020	11,552

※国「その他」には定額給付金 73,684 (百万円) を含む。

参考 2 臨時交付金（単独）の主な充当状況

令和 4 年 5 月 10 日現在

(単位：百万円)

地方バス路線維持緊急支援経費	557
観光産業支援事業	430
交通事業会計繰出金	349
プレミアム付商品券発行支援事業	320
新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業	197
飲食店食べ歩き 1 億円キャッシュバック事業	133
熊本市優待証関係経費	119

固定資産税等の負担調整措置による減収補填

【総務省】

提案・要望内容

- 1 固定資産税等の負担調整措置に伴う減収について、国費による補填をお願いしたい。

現 状

- 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とすることとされた。

課 題

- この特例による本市税收への影響額は、固定資産税が約1億6千万円、都市計画税が約3千3百万円と試算している。
- この影響額については、基準財政収入額に反映されるため、減収額の75%は地方交付税により措置されるものの、全額を補填される制度とはなっていない。
- 固定資産税は、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であることを踏まえ、これに伴う減収は、全額国費による補填をお願いしたい。

医療機関等に対する財政支援の拡充

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 医療機関等では新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず厳しい経営状況にあることから、経営安定化等のための財政支援についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の拡充等による措置を講じていただきたい。

現 状

- 新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、医療機関等において、感染等を警戒した受診控えなどに伴う受診者数の減少等より、医療収入が減収するなど厳しい経営状況にある。
- 国においては、これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等による感染防止対策や施設整備等にかかる支援をはじめ、独立行政法人福祉医療機構による無利子無担保の危機対応融資や従事者慰労金等により支援している。

課 題

- 感染症患者の受入等を行っている医療機関に加え、その他の医療機関等においても、厳しい経営状況が続いていることから、地域医療を守り医療提供体制等の安定的な提供を担保するため、経営安定化等のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の拡充等による措置が必要である。

地域公共交通維持のための支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、危機的な状況となっている地域公共交通に対し、運行サービスを維持するための財政支援を引き続き講じていただきたい。

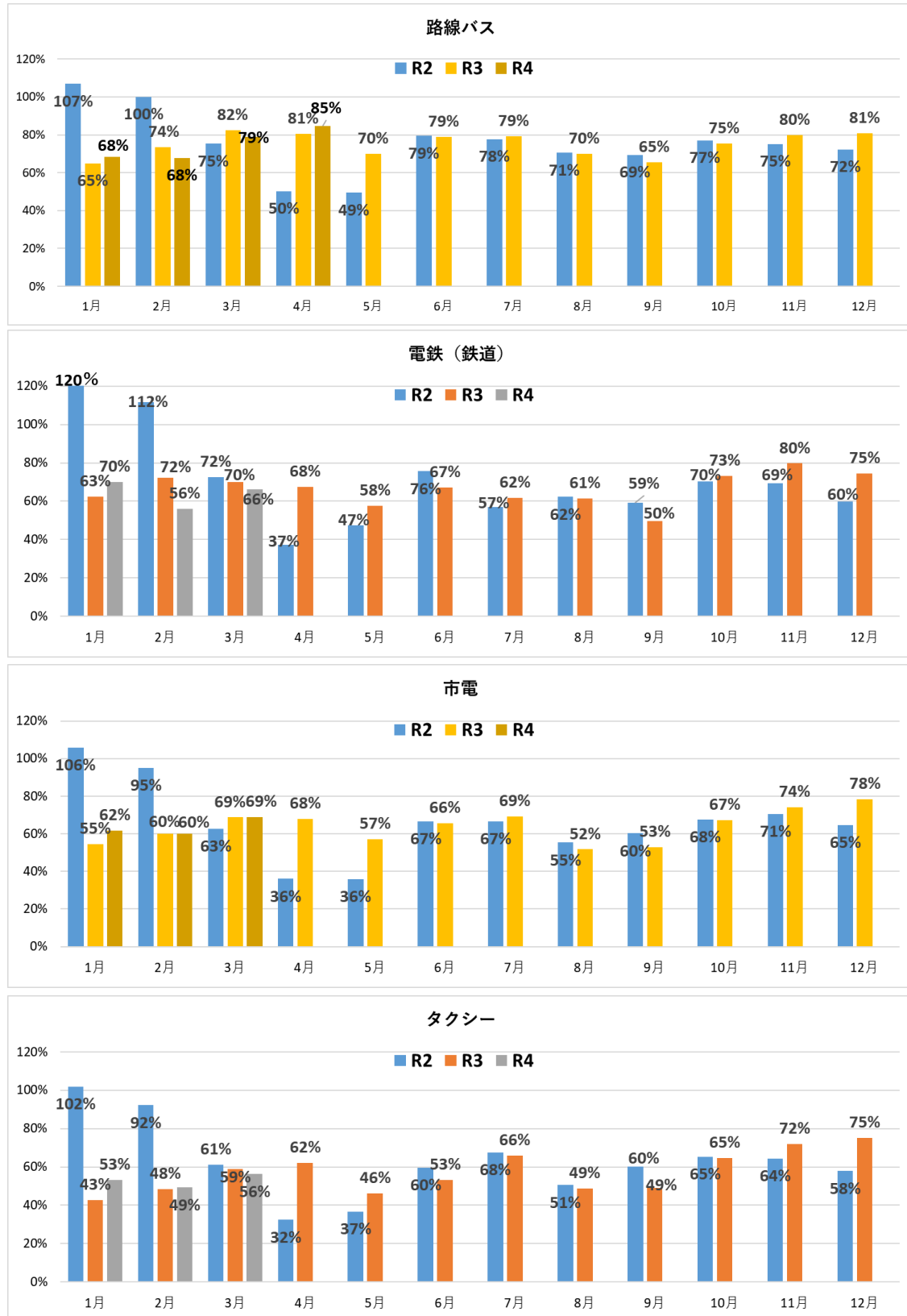
現 状

- 路線バスは、市民の日常の移動手段の中心となっており重要な交通手段であるが、モータリゼーションの進展等により、利用者が大きく減少していることに加え、近年の深刻な乗務員不足もあり、多くの路線で廃止・減便が行われている。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4～5月の輸送人員は対前年比5割以下に減少。その後も、度重なる感染拡大に伴う移動自粛により、令和4年2月の輸送人員は感染拡大前と比較して約7割までしか回復しておらず、輸送人員減少の長期化が懸念されている。
- 路線バス以外の公共交通についても、同様に依然として厳しい状況が続いている。

課 題

- 本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し運行費助成や利用促進策等を行ってきたが、公共交通機関の利用者数の減少傾向は続いており、自治体の財政負担が大きくなっている。
- 新型コロナウイルス感染症の収束や公共交通利用者の回復の見込みが立たない中、市民の移動手段を維持するためには、公共交通事業者に対する継続的な財政支援が必要。

参考１ 新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少（2019 年同月比）



参考2 公共交通事業者に対する本市の支援状況

年度	事業名	対象事業者	通常分	コロナ対応分
令和2年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	410,466千円	363,200千円
	交通事業会計繰出金	交通局	389,000千円	251,400千円
	熊本市電「臨時急行バス」運行経費	貸切バス事業者	—	43,423千円
	熊本市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金	タクシー事業者	—	10,658千円
	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金	地域鉄道事業者	—	25,294千円
	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金	フェリー事業者	—	16,489千円
合計			799,466千円	710,464千円
令和3年度 (当初・10月補正)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	549,000千円	352,000千円
			小計	※124,000千円
	交通事業会計繰出金	交通局	466,600千円	214,000千円
			小計	※90,000千円
	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金	地域鉄道事業者	—	※37,000千円
	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金	フェリー事業者	—	※28,000千円
合計			1,015,600千円	845,000千円
令和4年度 (当初)	地方バス路線維持費助成		587,000千円	556,700千円
	交通事業会計繰出金		455,500千円	349,000千円
合計			1,042,500千円	905,700千円

②防災・災害復旧分野

固定資産税等の特例期間の延長

【国土交通省・総務省】

提案・要望内容

- 1 平成 28 年熊本地震による被災住宅用地に係る特例措置及び被災代替家屋に係る特例措置について、特例期間を延長していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では約 14 万棟の住家被害が発生し、本市における公費及び自費解体棟数は約 14,000 棟にも及んだ。
- 平成 31 年度、令和 3 年度税制改正により熊本地震による被災住宅用地及び被災代替家屋に係る特例措置がそれぞれ 2 年延長となり、再建の後押しとなっている。
- 令和 4 年 4 月時点でこの特例措置を適用している土地は約 120 筆(約 80 画地)であり、住宅再建が完了していない状況である。

課 題

- 令和 4 年 4 月現在、本市には熊本地震関連の公共事業（液状化対策）未完了の地域（南区近見地区）があり、公共事業完了後の建て替えを予定しており、また、権利関係の調整の遅れや資材高騰による再建見直し等、様々な理由から住宅再建が遅れている被災者がいる。
- 現在の特例措置終了後においても、住宅再建が完了できない被災者が見込まれるっており、これら被災者の負担軽減のため、特例期間の延長が必要である。

参考 1 現行の支援制度と要望内容

項 目	現行制度	要望内容
被災住宅用地の特例	6 年度分（令和 4 年度課税分まで）1/6 等	適用期間の延長
被災代替家屋の特例	令和 5 年 3 月 31 日までに取得等した 家屋を対象に 6 年度分 1/2	取得期間の延長

熊本地震後の児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 被災児童生徒の心のケアのため、今後も引き続き、現行の補助制度による財政支援を継続していただきたい。

現 状

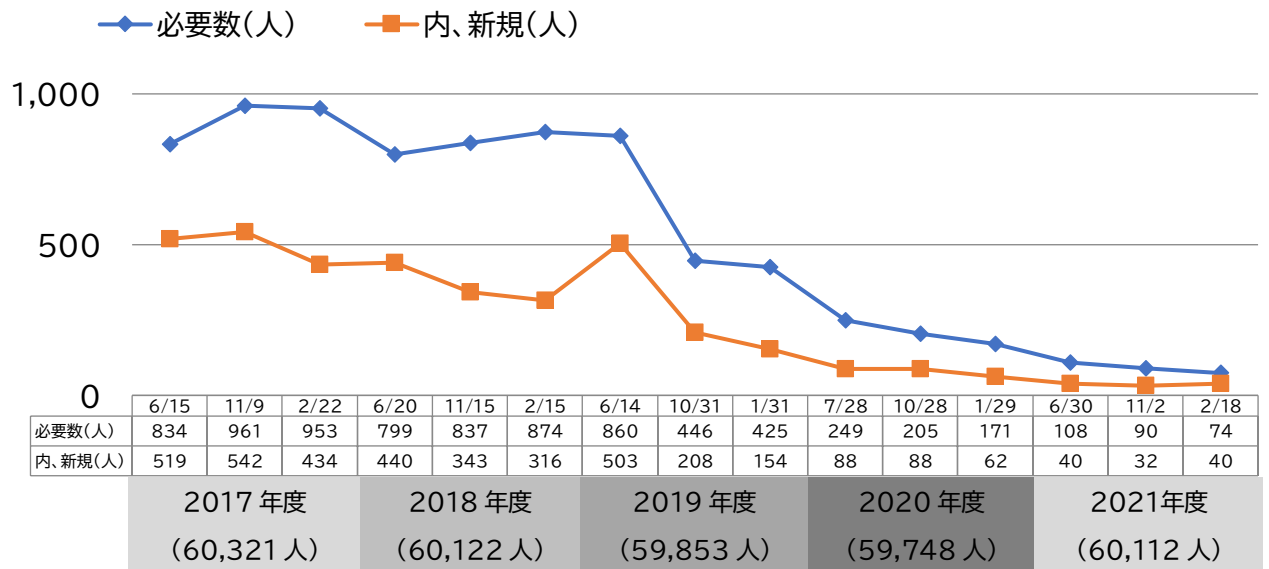
- 平成28年熊本地震以降、被災児童生徒の心のケアに係る費用については、全額国庫補助による財政支援を受けている。
- 平成28年熊本地震以降、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を継続して行っており、時間の経過とともにその数には減少傾向が見られるが、令和3年度（2021年度）の調査においても新たにカウンセリングが必要となった児童生徒が40人確認されている。

課 題

- 今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を継続し、児童生徒の心の安定を図る必要がある。

参考1 熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果

(対象：熊本市立小中学校の全児童生徒)



参考2 総事業費

〈2016年度〉 約 101,400 千円
 〈2017～2018年度〉 約 22,000 千円×2ヵ年 = 約 44,000 千円
 〈2019～2020年度〉 約 15,000 千円×2ヵ年 = 約 30,000 千円
 〈2021年度〉 約 7,400 千円

計 約 1.8 億

熊本城の復旧・復興に対する支援

【文部科学省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 熊本城の復旧・復興に向けて、現行の補助率の嵩上げを継続していただきたい。(文部科学省〈重要文化財建造物〉補助率 85%⇒90%、〈特別史跡（石垣、復元建造物）〉補助率 70%⇒75%、国土交通省〈都市災害復旧事業〉補助率 2/3⇒0.783)
- 2 復旧・復興に係る現地指導や会議への出席、文化庁内に設置されている熊本城復旧総合支援室の継続など、人的・技術的支援についても、現行どおり継続していただきたい。

現 状

- 平成 30 年（2018 年）3 月に策定した熊本城復旧基本計画に基づき、文化財的価値の保全とともに、計画的・効率的な復旧と戦略的・効果的な公開活用に取り組んでいる。

課 題

- 熊本城復旧基本計画の推進を図るためには、計画期間（～令和 19 年（2037 年）度）中の継続した財政支援と予算額の確保が必要である。
- 重要文化財建造物や石垣などの復旧には高い専門知識と技術を持った人材が継続して必要である。

参考 1 現行の補助制度

所管	補助メニュー	補助率	支援対象
文化庁	重要文化財修理、防災、公開活用事業費	90% (85%)	重要文化財建造物
	史跡等総合活用整備事業費、重要文化財等防災施設整備事業費	75% (70%)	特別史跡（石垣、復元建造物
国交省	都市災害復旧事業	78.3% (2/3)	再建・復元建造物 （天守閣・本丸御殿・飯田丸五階櫓） 熊本城公園施設 （便益施設・管理施設）

※激甚災害に係る復旧事業として、補助率の嵩上げが適用されている。（括弧内は通常の災害復旧事業に係る補助率）

宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 宅地耐震化推進事業の推進に当たり、現行の補助率の嵩上げの継続に加え、必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 液状化対策を効果的に推進するため、液状化対策委員会における国土交通省職員の派遣を継続していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生した。中でも、南区近見地区における液状化被害は約 40ha にも及ぶ広範囲であった。
- この近見地区全 8 地区のうち平成 31 年 3 月から先行して対策工事（地下水位低下工法）を行っていた 1 地区において工事が完了し、令和 3 年 5 月に熊本市液状化対策技術検討委員会に観測結果等を報告し、地下水位低下の完了を確認頂いた。現在、約 1 年間の季節変動確認を目的に経過観測を行っている。
- また、先行地区以外の 2 つの地区では工事が完了し、残る 5 つの地区で工事を実施しており、令和 4 年度中の対策工事完了を目指している。
- 上記の液状化対策工事にあたっては、国の宅地耐震化推進事業を活用しており、現在、熊本地震における特例措置として、補助率の嵩上げ（ $1/4 \Rightarrow 1/2$ ）を講じていただいている。
- 熊本市液状化対策技術検討委員会の委員として、国土交通省（都市安全課）の職員に就任いただいております、当委員として助言等をいただくなど、本市としても円滑に事業の推進ができています。

課 題

- 対象地区全ての工事等の早期完了を目指すため、国庫補助の嵩上げの継続及び予算確保が必要である。
- 宅地耐震化推進事業における液状化対策は、全国的に事例が少なく技術的な専門家が限られているため、引き続き国からの助言などが必要である。

参考１ 対象事業費、財源スキーム

〈令和４年度（2022年度）当初予算〉

宅地耐震化推進事業 755,296 千円

（うち国費 377,648 千円）

▼財源スキーム

国費（50％）	交付税措置（47.5％）	実質負担2.5％
補助率1/2	95％	
	災害復旧事業債100％	
	地方負担1/2	

※国費については、特例により嵩上げがなされている（1/4→1/2）



【液状化被害】



【液状化対策工事】



【排水ポンプ起動・集水状況】

被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 優良建築物等整備事業の補助率の嵩上げの継続など、被災マンションの建替えに必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 熊本地震により被災したマンションで、建替え等を検討している4団地のうち、建替えが完了している団地が1団地、建替えが決定し着手している団地が2団地、決議はしたものの方向性の再検討をしている団地が1団地である。
- 本市では、優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）のメニューの一つである「マンション建替えタイプ」を活用し、平成29年度より継続して支援を行っている。
- 当該整備事業については、熊本地震からの復旧に係る特例として補助率の嵩上げが適用されており、事業者（被災マンションの権利者等）の負担が軽減されている。

課 題

- 次年度以降も継続して被災マンションの建替えを円滑に進めるために、事業量に必要な予算の確保が必要である。

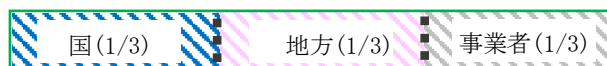
参考1 建替えが必要な被災マンションの状況

・建替えが必要な被災マンションの状況

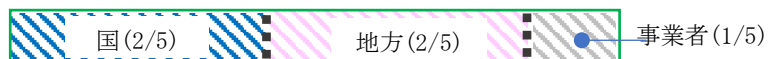
団地（地区）	決議	工事進捗状況等
上熊本地区	済	R2年6月建替え完了
保田窪地区	済	R4年度中に解体着工予定
西阿弥陀寺地区	済	R4年6月解体完了、本体着工予定
神水地区	済	方向性再検討中

参考2 優良建築物等整備事業（マンション建替えタイプ）の補助率

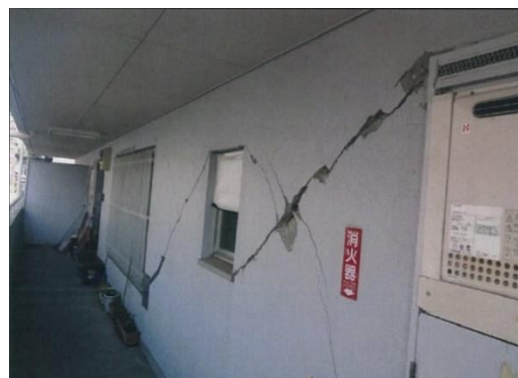
○通常・・・・・・・・・・



○特例による嵩上げ・・・・・・・・



熊本地震で被災したマンション



防災行政無線の整備等に対する財政支援

【国土交通省・総務省】

提案・要望内容

- 1 防災行政無線の新設に係る基礎調査に要する経費について、新たな補助制度を創設していただきたい。
- 2 防災行政無線の整備経費について、更なる財政支援の拡充をしていただきたい。

現 状

- 本市ではこれまで、社会資本整備総合交付金及び公共事業等債を活用し、沿岸部及び山間部を中心とした津波及び土砂災害警戒区域に対する防災行政無線の整備を最大限実施してきた。
- また、令和2年7月豪雨をはじめとした全国各地における大規模水害の発生を踏まえ、市内の河川周辺地域について、防災情報伝達体制の更なる強化を検討している。

課 題

- 大規模水害を踏まえた防災行政無線の新設にあたり、基礎調査(設置場所の選定調査等)に係る補助制度がなく、財政確保が課題である。
- また、防災行政無線の整備経費については、緊急防災・減災事業債により70%の交付税措置がされているが、残りの30%については一般財源により負担している。

参考1 現行の支援制度と要望内容

項目	現行	要望内容
・防災行政無線の新設に係る 基礎調査に要する経費	補助制度なし	・補助制度の創設
・防災行政無線の整備経費	交付税措置（70%）	・更なる財政支援の拡充

【現行制度における財源内訳】

<基礎調査経費>

一般財源 100%

<整備経費>

一般財源 30%
地方交付税措置 70%※

※緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）

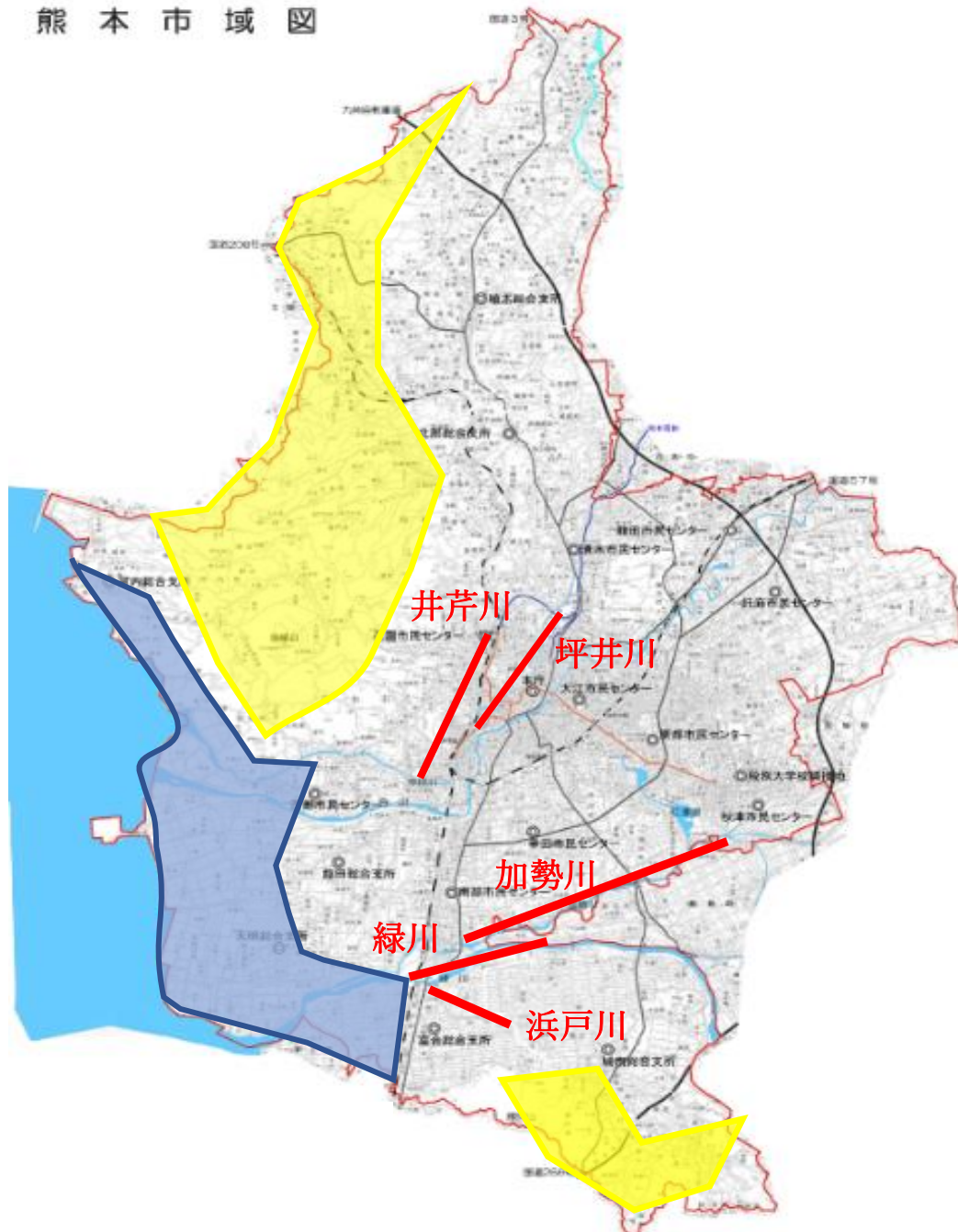
参考2 これまでの防災行政無線整備に要した経費

1,365,000 千円（H26～H29 の 4 年間の債務負担行為）

社会資本整備交付金 補助率 1/2	一般財源 10%
	公共事業等債 70%
	(交付税算入率 20%)

- 主な対象河川
- これまで津波警戒区域内を対象に整備した地域
- これまで土砂災害警戒区域を対象に整備した地域

熊本市域図



被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 被災者生活再建支援制度について
 - ・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・宅地復旧に関しても支援の対象とする新たな制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では多数の住宅被害が発生し、復旧に相当の費用を要したが、現行の被災者生活再建支援制度は、令和 2 年法改正後も、中規模半壊に至らない半壊（解体世帯を除く）や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。
- また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、宅地に被害が生じた世帯のうち、7 割を超える世帯が復旧工事を要するものの、現行制度では、支援の対象外となっている。

課 題

- 中規模半壊に至らない半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧に相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となっており、新たな支援制度の創設が必要である。

参考１ 罹災証明書（住家の交付状況（2022年3月末時点））

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
5,764 件	8,972 件	38,964 件	82,985 件	136,685 件

参考２ 現行の支給対象及び支給額

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者が償還者のなかにみられる。熊本地震の被災者に対しても、償還期間の延長や免除規定の緩和を認めていただきたい。
- 2 東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨等、近年大規模な災害が全国的に発生している状況である。被災地の復興が円滑に進むよう、全国的な制度として被災自治体をより支援する仕組みとしていただきたい。

現 状

- 熊本地震においては、559 件、総額約 9.4 億円の災害援護資金の貸付を行った。
- 熊本地震から 6 年が経過した現在においても、失業や長期間の加療等により、依然として生活困窮の状況から抜け出せず、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり令和 4 年 3 月末時点で、返済中 391 件のうち 228 件に滞納がある状況である。
- 東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、熊本地震については認められていない。
- 利子については、通常 3%の利子を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は 1.5%に引き下げた。

参考 1 現行の災害援護資金貸付制度

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10 年 (うち据置期間 3 年)	13 年 (うち据置期間 6 年)
貸付金の国への償還期間	11 年	14 年
免除規定	借受人の死亡・重度障害 ・自己破産となった場合 で、連帯保証人に支払い能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

課 題

- 借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が存在し、10 年の償還期間では返済できないケースが見込まれる。
- 生活困窮を理由とした免除が熊本地震について認められておらず、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。
- 貸付原資の 3 分の 2 は国庫貸付金だが、償還期間最終年度において未回収分は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなり、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。
- 償還に係る事務費についても、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

参考2 熊本地震における本市の貸付・償還状況

(令和4年3月末時点)

貸付数	貸付金額	未償還額 (元金)	滞納率 (貸付数ベース)	利子総額
559 件	942,564 千円	465,682 千円	58.3%	67,790 千円

※仮にこのままの償還状況で推移すれば、未収額が約0.9億円となり、本市が約0.6億円を一般財源から追加で支出することとなる。

参考3 償還に係る事務費の見込額等

●10年間の事務費【見込額】 … 約1.2億円

職員	会計年度任用職員	需用費・役務費	システム経費
67,017 千円	29,624 千円	598 千円	19,301 千円
※延べ10名	※延べ11名	※実績・予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】 … 約0.6億円

※これまでの償還状況のまま推移すると仮定した場合

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 国指定文化財等の災害復旧に向け、嵩上げ分を含め継続的に財政支援を講じていただくとともに、国登録文化財に対しても補助対象を工事費まで拡大していただきたい。
- 2 県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての国庫補助制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧に相当の期間と多額の経費を要している。
- 国指定文化財の災害復旧に資する国庫補助制度はあるが、文化財所有者の負担分も大きい状況にある。
- 国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援が一部あるものの、自治体をはじめ文化財所有者等の負担は過大となっている。

課 題

- 一部では未指定文化財建造物の解体も行われており、文化財の保存や復旧が進まない状況も懸念され、補助制度の拡充や創設が必要である。

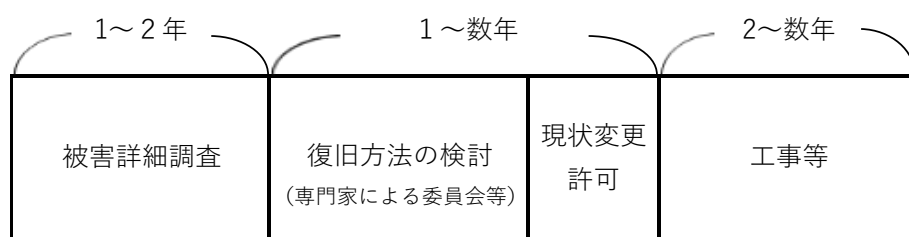
参考1 現行の支援制度

項目	現行制度
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	補助率（うち20%が災害復旧に係る嵩上げ分） ・国指定：70～85% ・国登録：設計費等のみ70～85%
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定：補助制度なし ・未指定：補助制度なし

参考2 復旧中の主な文化財

- ・国指定：釜尾古墳（R7以降復旧見込）、塚原古墳群（R7年度以降復旧見込）、熊本城跡（R20以降復旧見込）
- ・国登録：本妙寺仁王門（R4以降復旧見込）
- ・県指定：洋学校教師館ジェーンズ邸（R4復旧完了見込）
- ・市指定：明治天皇小島行在所（R4以降復旧開始）

※文化財復旧の基本的な流れ



③行政のデジタル化

安定稼働を最優先とした基幹業務システムの 統一・標準化の円滑な移行

【デジタル庁・総務省】

提案・要望内容

- 1 地方公共団体の実情に応じた円滑な移行に向けて、目標年度については自治体毎の機器更新時期及び業務ベンダの製品提供時期等を考慮し、柔軟に設定できるように見直していただきたい。
- 2 移行に必要な標準仕様等を早急に公開いただきたい。
- 3 財政支援のため基金が造成されたが、基金の用途の拡充や増額を図った上で、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案し、継続的に十分な財政支援を行っていただきたい。

現 状

- 令和3年12月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標としている。
- 国において、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条に基づき地方公共団体情報システム標準化基本方針策定のため、市町村へ意見照会がなされている。
- 本市においても、令和7年度までの標準準拠システムへの移行に向けて各業務ベンタや他都市から情報収集しながら移行計画を検討しているところ。

課 題

- 同基本方針（第0.8版）文中、円滑な移行について「全ての地方公共

団体が一斉に標準準拠システムに移行せずとも、将来的なトータルデザインの実現につながっていくことが考えられる。」と記載されているが、令和7年度までに移行するといった目標の見直しについては触れられていない。

- 第1グループにおいて標準仕様書第1.00版は提示されているものの、すでに令和4年夏に改版予定であることを示されているため、業務ベンダとの協議も進まない状況。また、業務の一部においては、令和6年度末機器更改を迎えるものの、標準仕様書の提示がなされていないため、機器更改時期での標準準拠システムへの移行は困難である。
- 標準化システムの構築費用に加え、現行サーバ機器の中途解約による違約金や標準準拠システムへ移行するまでのつなぎのために、新たな機器賃貸借、つなぎのシステム構築費等の多額の費用が必要となるが、補助対象外の経費もある。さらには現在、提示されている補助の限度額では不足する見込みである。
- 目標年度の設定による構築時期が集中することにより市場価格の高騰はもとより構築業者の人材不足が懸念される。

参考1 福祉系システム移行スケジュール（案）

	令和4年度 (2022年度)				令和5年度 (2023年度)				令和6年度 (2024年度)				令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
福祉系 児手、児扶手、 生保、独自事業	現行システム（オンプレ）												現行システム（仮想基盤）				標準準拠システム							
	△標準仕様書の公開				△業者からの見積もり提示 △R6当初予算要求																			
	Fit & Gap、仕様書作成				RFI		仕様書修正、RFP、RFC等				総合評価		構築											

補助金のオンライン申請に向けた ぴったりサービスの機能拡充等

【デジタル庁】

提案・要望内容

- 1 市民の利便性向上と職員の業務効率化を目的に、補助金交付にかかる一連の手続きのオンライン化に向けた検討・トライアルを進めているところ。
しかし、ぴったりサービスや民間が提供するオンライン申請サービスは、補助申請から額の確定に至る一連の業務フローには十分に対応されていない。
ついては、ぴったりサービスの機能拡充又は、補助金オンライン申請システムの標準的な仕様書の提示を行っていただきたい。

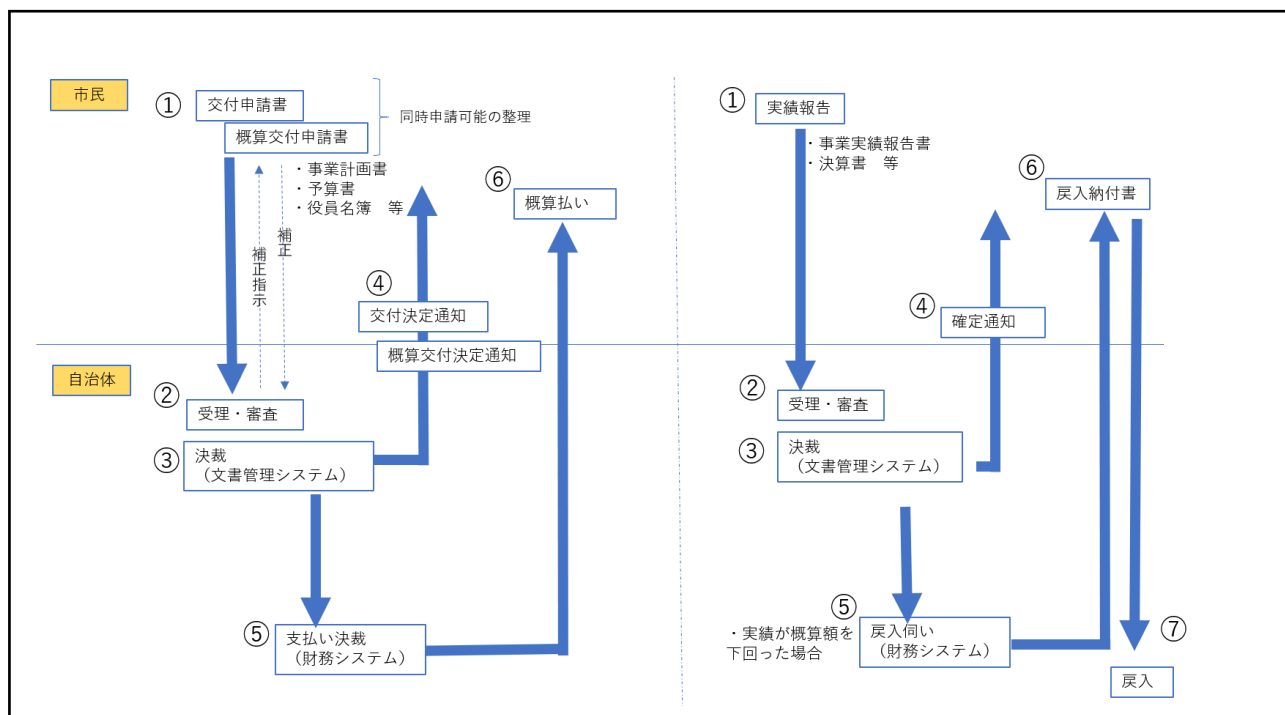
現 状

- 国が進める子育て、介護にかかる 26 手続きの円滑なオンライン化はもとより、自治会等の地域団体向けの各種補助金についても、オンライン化に向けた検討・トライアルを進めている。
- 一般的に、補助金は、交付申請から額の確定に至るまで、申請者からの「申請」と、これに対する自治体からの「決定」等のフローが複数回生じるほか、申請内容に「補正」等が発生する場合もある。
- しかし、ぴったりサービスには、申請の内容を保持し、後の手続き等に反映する機能や、交付決定通知等のファイルを添付する機能、申請者と自治体とがコンタクトをとる機能がないなど、補助金交付に係る事務フローに十分に対応されていない。また、民間からも、これらを満足するサービスは提供されていない。

課 題

- 補助申請手続きのオンライン化は、各自治体共通の課題であり、かつ、これを独自に構築することは、各自治体にとって大きな負担である。
- については、国において、ぴったりサービスの機能の拡充、又はオンライン申請システムの標準的な仕様書の提示を行っていただけるよう要望するもの。

参考1 補助金交付に係る標準的なフローの例



テレワークセキュリティ要件の緩和

【総務省】

提案・要望内容

- 1 次期庁内ネットワークシステムにおけるテレワーク環境として、インターネット系に配置された業務用端末に閉域VPNを経由してアクセスする方式を検討しているところ。
この場合、総務省通知等では、二要素認証がリモートアクセスの要件となっているが、要素の一つを「生体」とした場合、他の要素の認証については不要としていただきたい。

現 状

- 次期庁内ネットワークシステムにおけるテレワーク環境としては、インターネット系に配置された業務用端末に閉域VPNでアクセスする方式を想定している。
- 令和3年5月「テレワークセキュリティガイドライン（第5版）」、令和2年8月「新型コロナウイルスへの対応等を踏まえた LGWAN 接続系のテレワークセキュリティ要件について」等によると、LGWAN 接続系では、二要素認証がリモートアクセスの要件となっており、インターネット系においても、同様の要件であると推察される。

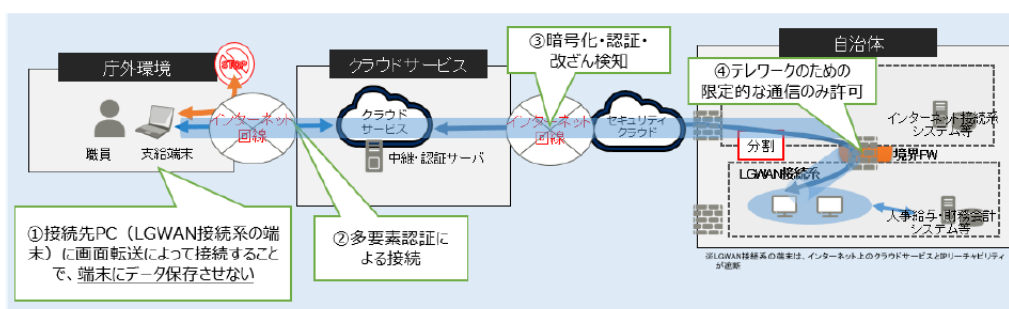
課 題

- 通常業務で利用している端末をテレワーク時においても利用することを想定していることから、通常業務におけるログイン、スリープモードからの回復にも、常に二要素認証が求められることとなり、業務効率の低下が生じることが懸念される。

■ 静脈等による「生体認証」は「なりすまし」の可能性が極めて低く「情報漏洩」、「盗難」、「不正利用」対策として十分な効果があると考えられることから、認証要素の一つを「生体」とした場合の要件緩和について要望するもの。

参考1 「新型コロナウイルスへの対応等を踏まえた LGWAN 接続系のテレワークセキュリティ要件について」 抜粋

- ② インターネット接続系を経由してLGWAN接続系の端末にアクセスするモデル
クラウドサービス等を利用しつつ、インターネット接続系を経由してLGWAN接続系に配置された庁内端末にリモートアクセスする。



区分	留意点	対策のポイント
① 庁外環境の端末	端末の盗難・紛失による情報漏えいへの対策	庁内へのリモートアクセスは画面転送による接続とし、 端末に情報を保存させない
② クラウドサービスへの接続	なりすましへの対策	クラウドサービス（中継サーバ等）にログインする際は 多要素認証 を用いる
③ 通信経路	情報の漏えい・改ざんへの対策	通信を暗号化し、認証・改ざん検知 等の仕組み（TLSやIPsecの利用）を設ける
④ LGWAN接続系へのアクセス	原則として、LGWAN接続系とインターネットとの通信は不可	テレワークのための限定的な通信のみ LGWAN接続系への通信を許可（LGWAN接続系とインターネット接続間）

スマートシティの実現に向けたデータ連携基盤 整備の一層の推進

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 自治体におけるスマートシティの実現に向けたデータ連携基盤整備に対する財政支援等をより一層推進いただきたい。

現 状

- 国においては、令和3年6月には、「包括的データ戦略」が閣議決定され、21世紀のデジタル国家にふさわしいデジタル基盤構築に向けた戦略が公表されている。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、政令指定都市及び中核市等を中心にスマートシティを強力に推進することとされており、都市間・分野間連携の基盤となる都市OSの早期整備が明記されている。
- このような中、本市においても、スマートシティの取組を推進しており、具体的な課題解決に向けたデータ連携基盤の在り方の検討を始めたところ。

課 題

- データ連携基盤の必要性についてはデジタル田園都市国家構想によって示されているものの、その構築や維持管理経費は自治体にとって大きな負担である。
- 各自治体が新規に基盤を構築するのではなく、標準化された基盤を各自治体の状況に応じてカスタマイズすることで、各自治体による重複投資を排するとともに、より強力にスマートシティの社会実装を推進することが必要である。

④教育分野

学校給食等の負担軽減措置に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担を軽減し、これまで通りの栄養バランスのとれた学校給食を実施するため、次年度以降においても、継続的な財政支援をお願いしたい。

現 状

- コロナ禍における原油価格・物価高騰は、本市の学校給食の実施にも影響が出ており、新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年度と本年度を比較して、1食あたり、小学校では16円、中学校では19円の増加となっている。
- 本市では、学校給食に使用するデザートや肉の量を減らす、食肉の種類や部位を変更する等で食材費の高騰に対応しているが、その対応も限界に近付いている状況である。

課 題

- コロナ禍における物価高騰は、本市の学校給食の実施にも影響を及ぼしており、現在の学校給食費ではこれまでどおりの必要な栄養量を確保することが難しくなっているが、物価高騰等に直面する保護者に、学校給食費の負担増を求めることは困難である。
- 本年度においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定であり、保護者負担を増やすことなく学校給食の円滑な実施が可能になると思われるが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が長期化する中、次年度以降も同様の負担軽減措置が必要である。

わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき国において整備されるデータベースに、わいせつ行為に係る免職以外の懲戒処分の情報を追加していただきたい。

現 状

- 令和3年4月、文部科学省から教育委員会の教員採用権者に対し、官報に公告された教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索するための検索ツールが提供されており、採用希望者の過去の懲戒免職処分歴等が判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ本人に対してより詳細な確認を行うことができるようになった。
- また、今年4月1日に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、「新法」という。）においては、今後国において、免許が失効もしくは取上げとなった元教員の氏名や処分された日付や理由のほか、必要に応じて事案の概要などの詳細なことを含めたデータベースが整備される予定である。
- しかしながら、新法のデータベースで検索できるのは、懲戒免職となったケースのみであり、停職以下の処分を受けた者は把握することができないこととなる。

課 題

- 文部科学省が毎年実施する「公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、わいせつ行為に係る懲戒処分のうち、免職以外の処分も見受けられる。とりわけ、児童生徒に対するわいせつ行為については、文部科学省の通知で原則として懲戒免職とすべきとされているところ、停職処分となっているケースがみられる。
- また、過去にわいせつ行為を原因として停職以下の懲戒処分を受けた者が、その事実を秘匿して、他都市で再び教員として採用されるケースが生じている。
- 教育委員会においては、教員採用試験や臨時的任用職員の採用希望者の経歴等の確認において、自己申告の内容に疑義が生じているか否かの確認ができない状況である。
- 児童生徒等の権利利益を擁護するためには、わいせつ行為を原因とした停職以下の懲戒処分についても把握した上での教員採用が必要である。

参考 1 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）

性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)

	懲戒処分 A					訓告等 措置B	合計 A+B
	免職	停職	減給	戒告	合計		
R2	113	45	17	3	178	22	200
うち児童生徒に対するもの	91	5	0	0	96	0	96
R1	153	50	16	9	228	45	273
うち児童生徒に対するもの	121	5	0	0	126	0	126
H30	163	57	18	7	245	37	282
うち児童生徒に対するもの			(内訳公表無し)				

(出典：公立学校教職員の人事行政状況調査より抜粋)

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する財政支援等

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

提案・要望内容

- 1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、持続可能な部活動運営を行うためにも、休日だけでなく平日も含めた方向性を早急に示していただきたい。
- 2 部活動指導員や外部指導者の配置など教員の負担軽減のための施策について、配置の拡大や実態を踏まえた補助基準額の引き上げ及び人材派遣・外部委託・地域人材（報償費による有償ボランティア）を活用した事業等への補助制度創設など、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講じていただきたい。

※「現状」及び「課題」欄の数値は令和4年3月末時点

現 状

- 中学校運動部活動数468部、文化部活動数94部 計562部の内、教員のみが指導している部活数は466部（82.9％）となっている。
- 中学校教員の約8割が部活動に従事しているが、勤務実態調査によると、約半数の教員が負担と感じている。
- 外部人材（技術指導者）が少ないため、経験がない種目を担当する教員にとって、大きな負担となっている。
- 時間外の在校時間が月80時間を超過する教職員285人の内、中学校教諭は149人（52.3％）となっており、主な要因が部活動であることがわかっている。

■令和2年9月に文部科学省から示された部活動改革は、休日の部活動の段階的な地域移行となっており、平日も含めた部活動の在り方は示されていない。

■スポーツ庁に設置された検討会議の提言（案）において、平日の部活動について、休日の地域移行と一体的に検討する可能性についても言及されているが、休日の段階的移行を基本とし、その状況等を検証し、更なる改革を推進することとなっている。

課 題

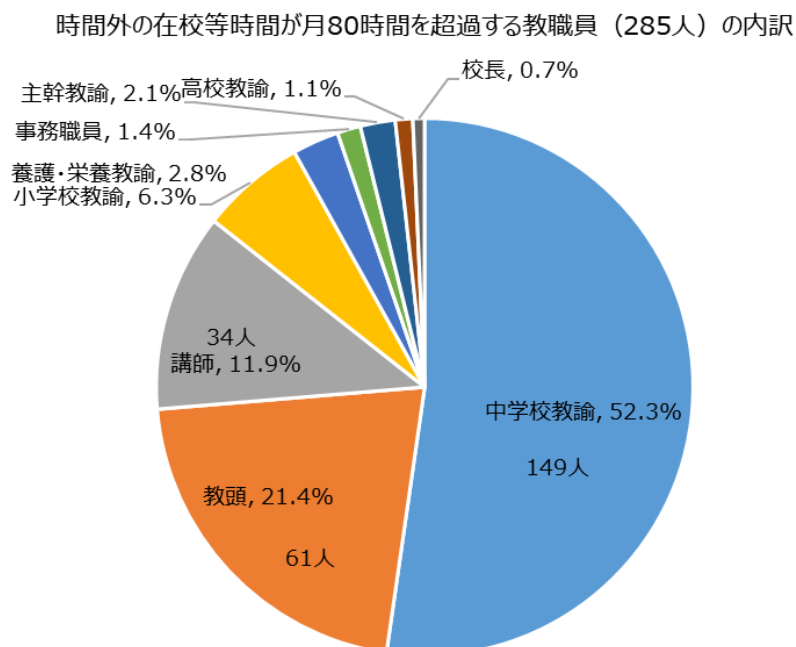
■学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、休日の部活動の段階的な地域移行については具体的に示されたが、持続可能な部活動運営を行うためには、休日だけでなく平日も含めた検討を早急に行う必要がある。

■教職員の負担軽減のためには、部活動指導員などの外部人材を確保する必要があるが、厳しい財政状況の中、拡充等が困難である。

■これらの課題を踏まえ、本市では、部活動の指導や運営を行う団体を創設し、平日や休日の学校部活動を学校以外が担っていくことを検討しているが、実施主体の運営に要する費用等について財政支援が必要となる。また、指導に係る人件費相当額については、保護者が実施主体に支払うことを想定しているが、保護者の負担が過度なものとならないよう、受益者負担の考え方を取り入れている他の制度と同様に公費による一部負担を検討していく必要がある。

■熊本市の総合型地域スポーツクラブ数は23クラブしかなく、地域部活動の受け皿としては少ない。

参考 1 時間外の在校時間が月80時間を超える教職員の内訳

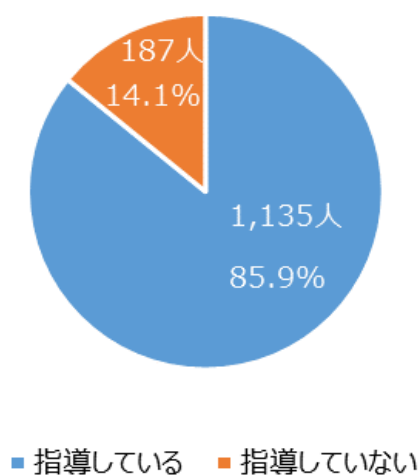


令和3年度

	全教職員数	月80時間 超過者数	教職員数 に対する割合	割合
中学校教諭	955人	149人	15.6%	52.3%
教頭	154人	61人	39.6%	21.4%
講師	544人	34人	6.3%	11.9%
小学校教諭	1,738人	18人	1.0%	6.3%
養護・栄養教諭	220人	8人	3.6%	2.8%
事務職員	167人	4人	2.4%	1.4%
主幹教諭	25人	6人	24.0%	2.1%
高校教諭	69人	3人	4.3%	1.1%
校長	145人	2人	1.4%	0.7%
幼稚園教諭等	82人	0人	0.0%	0.0%
計	4,099人	285人	7.0%	

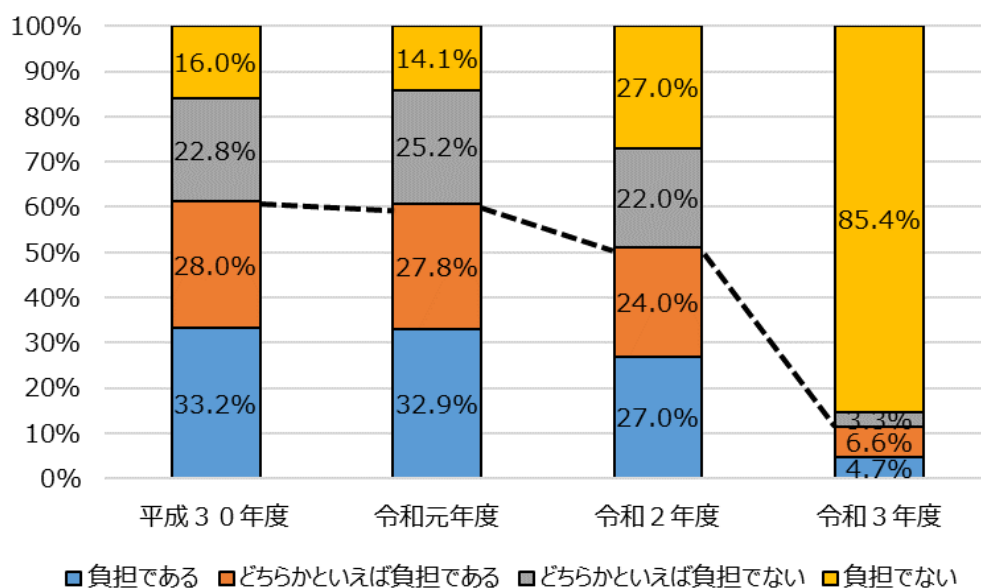
参考2 中学校教員の部活動指導の内訳

中学校部活動 教員指導者（令和3年度）



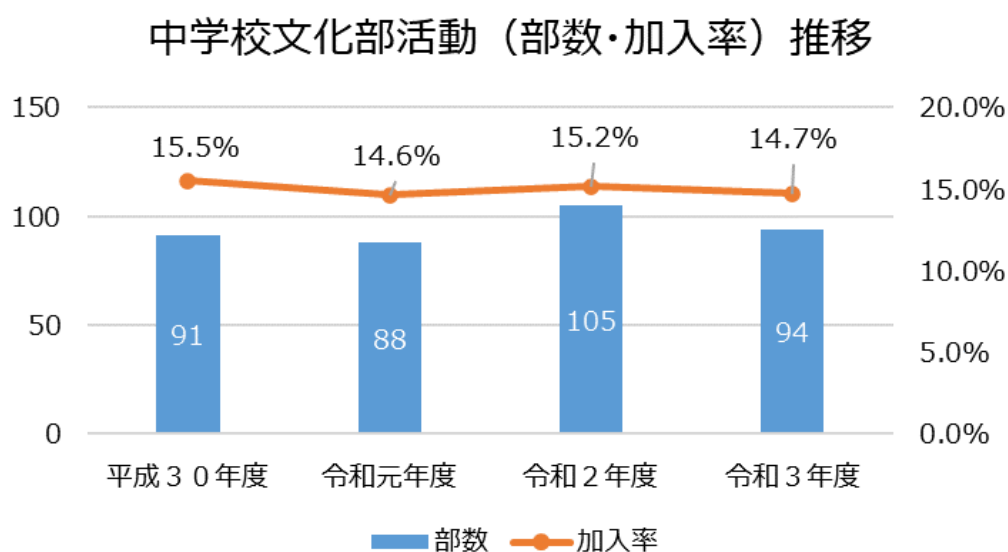
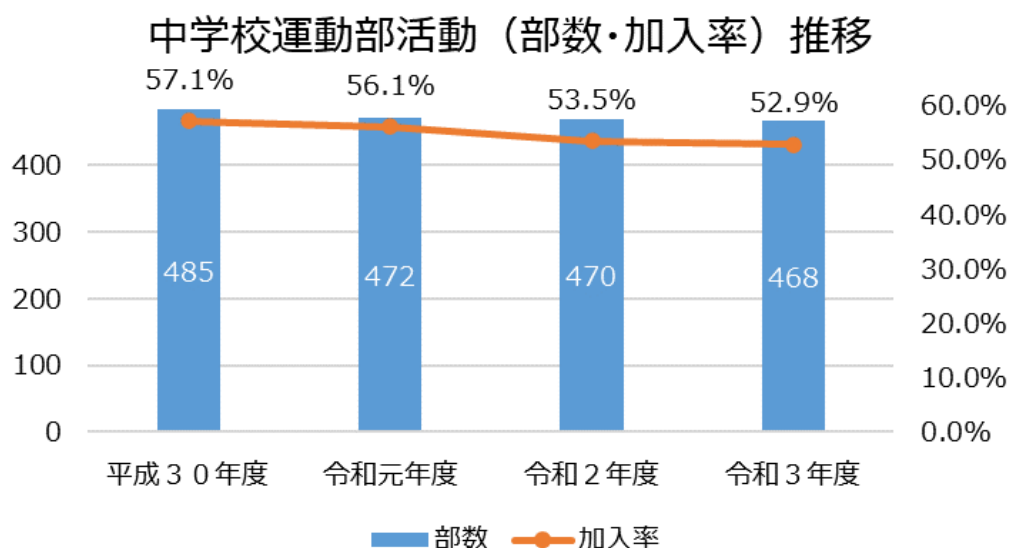
参考3 部活動についての負担感に関する調査

中学校部活動に係る負担感の推移



※令和3年度は、調査期間が「まん延防止等重点措置期間」の適用期間と重複し、部活動が原則禁止となったため、負担感が大きく減少したものと考えられる。

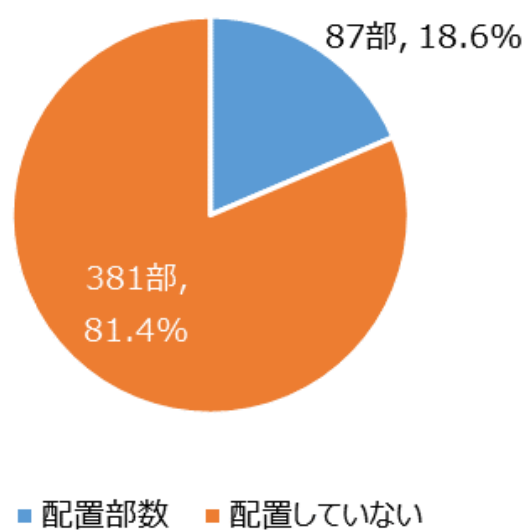
参考4 中学校部活動（部数・加入率）推移



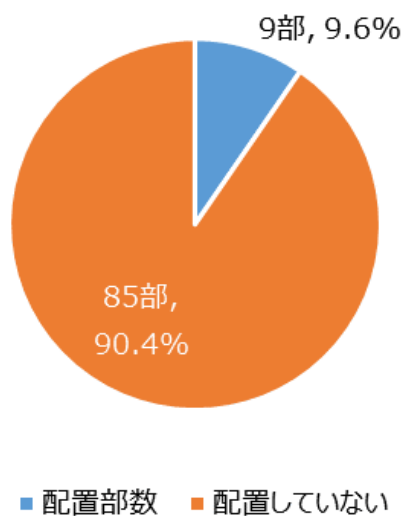
※文化部活動の令和元年度までの部数等は、文化部活動補助金の申請をした部活動のみの数となっている。令和2年度は、部活動調査を新たに行ったため調査基準が異なる。

参考5 中学校部活動外部指導者配置状況

中学校運動部活動 外部指導者配置状況（令和3年度）

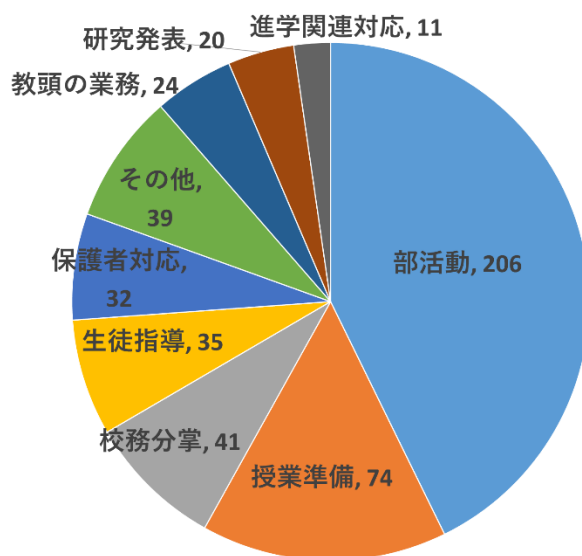


中学校文化部活動 外部指導者配置状況（令和3年度）



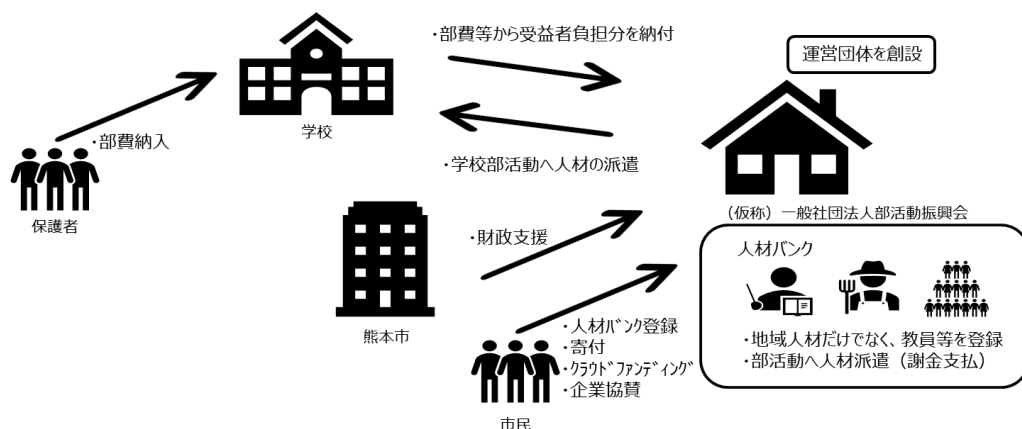
参考6 80時間超発生要因

全中学校に80時間超発生の要因を調査（令和元年11月時点）



参考7 熊本市の取組イメージ

部活動の指導や運営を行う団体を新しく創る方向で検討を行うとともに、部活動指導員の拡充や部活動数の適正化を進めながら、教職員の部活動に係る指導時間数の削減や負担感の軽減を図る。



義務教育課程における少人数学級の更なる推進

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 小学校の普通学級における学級編制の標準が35人に引き下げられたことに伴い、新たに教室等の確保が必要となることから、施設整備に対する補助制度を拡充していただきたい。
- 2 中学校における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を見直し、基礎定数の改善を図るため、義務教育標準法を改正していただきたい。

現 状

- 小学校の普通学級における学級編制の標準は、35人に引き下げる義務教育標準法が改正され、令和7年度までに段階的に35人学級に移行される。本市においては、国のスケジュールに先駆けて、令和4年度から小学校5年生への35人学級を導入している。
- 一方、中学校の普通学級における学級編制の標準は、依然として40人が標準とされている。

課 題

- 学級編制の標準の引き下げにより新たに教室等の確保が必要となるが、教室不足に対応するための仮設建物設置に要する経費については、国庫補助の対象となっておらず、不足する教室については市の一般財源により対応している。
- 中学校の学級編制の標準は40人とされており、生徒へのきめ細かな指導の実現が困難であるとともに、身体的距離を確保する感染症対策においても不十分な状況である。

要望担当課：教育委員会事務局教育総務部教育政策課
学校施設課
学校教育部教職員課

TEL096-328-2704
TEL096-328-2709
TEL096-328-2720

GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 1人1台のタブレット端末の整備について、端末の更新に要する経費への財政支援をしていただきたい。支援に当たっては、Wi-Fi方式の端末ではなく、LTE方式の端末も想定していただきたい。
- 2 LTE 端末の運用に必要な経費に対し、十分な財政支援をしていただきたい。

現 状

- 本市では、平成30年度（2018年度）から全小中学校の3クラスに1クラス分程度のLTE端末（タブレット端末）を段階的に整備し、令和3年（2021年）1月末には全小中学校の児童生徒1人1台のLTE端末の整備を終え、授業改善に取り組んでいる。

課 題

- 端末にモデムを搭載しWi-Fi端末より割高なLTE端末の1人1台の整備を終えたが、数年後には一斉更新する必要がある。
- LTE端末の運用にあたっては、通信費のほか、機器保守費、指導者用・予備用端末整備費、セキュリティ対策費、ソフトウェアライセンス費等が必要となる。

参考1 LTE 端末に対する現行の財政支援と要望内容

項目	現行制度	要望内容
LTE端末の更新	端末更新経費を想定していない。	端末の経年劣化に伴う更新経費を想定すること。
LTE端末料	端末補助額4.5万円はWi-Fi端末を想定している。	Wi-Fi端末より割高なLTE端末も想定すること。
LTE端末運用経費	運用に必要な通信費、学習用アプリ使用料等に対する補助がない。	端末の導入経費のみならず運用経費も補助対象とすること。

要望担当課：教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター TEL096-359-3200

学校敷地の跡地利用に向けた 法的手続の簡素化の検討

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 学校敷地内には個人の所有地として登記されたものが散見され、閉校後の跡地の有効活用に向けた法的手続に多大な時間、費用及び労力を要している。
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

現 状

- 近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国的に学校の統廃合が行われている。
- 本市でも平成 26 年（2014 年）6 月、「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、平成 29 年（2017 年）3 月には、松尾東・松尾西・松尾北の 3 校を閉校した。
- 当該施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、地域のシンボリックな存在である。

課 題

- 地域住民の共同の福祉又は利便の増進や地域の活性化を図るため、当該施設の民間活用に向け課題の整理を行ったところ、長年にわたり学校敷地内の一部に、個人の所有地として登記された土地があることが判明した。

- 登記簿を基に探索を行ったところ、登記名義人が既に死亡し、推定される複数の相続人が他都道府県等に分散、所在が特定出来ないなど、跡地利用に向けた手続が困難を極めている状況である。
- 現行法制度に基づき訴訟や詳細探索等を行った場合、多大な時間、費用及び労力を要するとともに、時間の経過に伴い推定される相続人が増加し、更に事象が複雑化する。
- 全国の自治体でも同様の事例が見られ、今後、各自治体が学校の統廃合等を進めた場合、その対応に苦慮することが予想される。

参考１ 現行制度と要望内容

法律名	主な内容	課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (所有者不明土地法)	- 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有権取得） - 登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける	現在、建物等が建っていない未利用地に対する措置であり、学校跡地は対象外となる。
表題部の所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	- 表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設ける - 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける	所有者が判明した場合でも、相当数の相続人に対する手続に多大な時間や費用を要する。



本市が要望する内容 閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う 財政支援の充実

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 JET プログラム以外の民間事業者の活用による外国語指導助手（ALT）について、更なる財政支援の拡充を講じていただきたい。
- 2 生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に係る財政措置を講じていただきたい。

（１）外国語指導助手（ALT）

現 状

- 本市では、小学校における外国語活動を先行実施するなど、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の充実に努めている。
- ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、平成 30 年度（2018 年度）から一部民間事業者の活用をしている。

課 題

- 今後、授業時数の増加・学習指導内容の高度化への対応には、授業で活用する ALT を増員する必要がある。各自治体が ALT の拡充に取り組むことで、JET プログラム以外の ALT の需要も増大すると考えられる。
- 今般、新たに民間事業者の活用についても補助対象とされたが、JET プログラムの交付税措置による財政支援と比べ、ALT の拡充を図る自治体の負担が大きく、求められる英語教育の充実に向けた取組の支障となる（民間事業者による派遣小学校のみ（補助率 1/3））。

参考１ ALT の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
JET	27	27	40	54	42	54
地域人材	6	6	6	0	0	0
民間派遣	0	0	10	10	15	10
合計	33	33	54	64	55	64

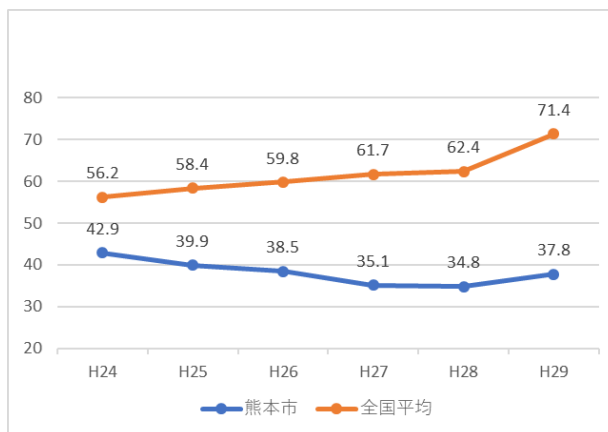
※ALT は原則 8 月～翌 7 月の 1 年で任用のため、8 月での入れ替わり後の人数

※R2 は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ALT 減

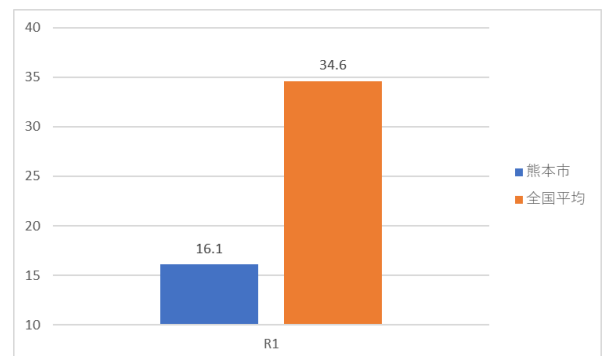
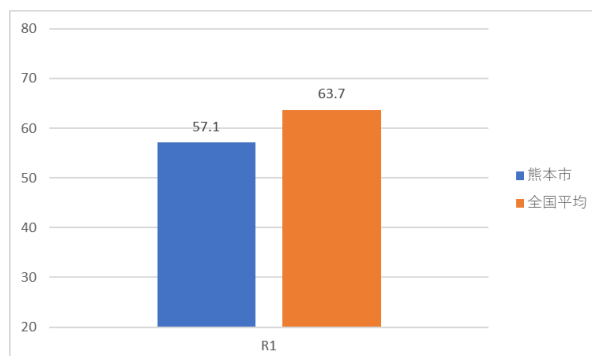
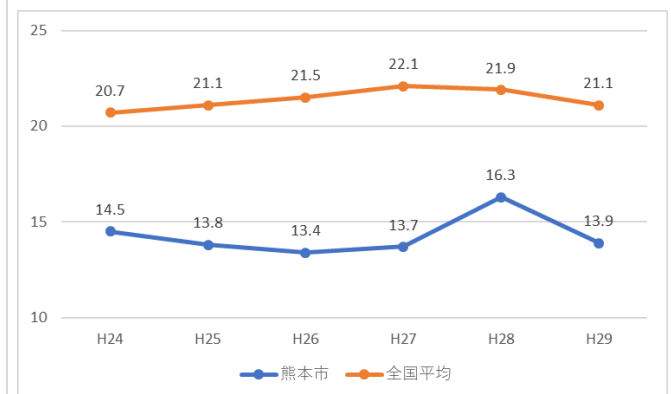
参考２ 小学校・中学校における ALT 等の活用授業時数の割合

(ALT 等活用授業時数／外国語総授業時数 で算定)

●小学校



●中学校



※H30、R2 については調査がなかったため未掲載。

※R1 より割合の算出方法が変わっているため、グラフを別で提示している (R1 のみ計画値)。

(2) 英語能力検証

現 状

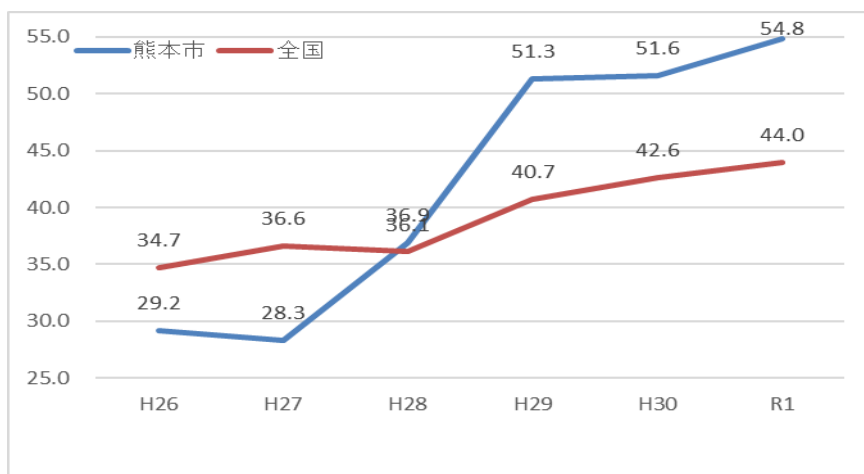
- 国は生徒の英語力の指標として、中３段階で英検３級以上を有する割合を50%以上と定めている。
- 本市では、平成28年度から公益財団法人日本英語検定協会の『英検IBA』を熊本市立中学校で活用し、中３段階で英検３級以上を有する割合は、平成28年度36.9%から、令和3年度56.1%（令和元年度54.8%）に向上した。
- 受検した生徒は、自分の英語力が客観的に示されたことで学習意欲が高まり、教員もまた、より質の高い指導への意欲が向上するなどの効果があった。

課 題

- 平成28年度から3年間、公益財団法人日本英語検定協会の復興支援を受け、『英検IBA』を熊本市立中学校の全生徒が無償で受検したが、引き続き『英検IBA』を活用できるよう外部指標実施経費（検定料：中学3年生約6,000人対象で約3百万円）を令和元年度から公費負担として予算化しているが、厳しい財政状況の中、費用負担が過大であり、継続や拡充が困難である。

参考3 英検３級以上相当の英語力を有すると思われる中学３年生の割合

(英語教育実施状況調査)



義務教育施設等の整備促進に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 学校施設の新增改築における補助単価と実勢単価に乖離があるため、実情にあった対象経費の算定や補助単価の引上げを、引き続き検討していただきたい。
- 2 児童・生徒の安全確保や学校施設の機能改善を図るため、体育館の床等の施設の部位改修について補助制度を創設していただきたい。
- 3 児童・生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、運動場などの屋外教育環境整備事業における国庫補助を継続するとともに、必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 本市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的に学校施設の環境整備に取り組んでいる。
- 学校施設の新增改築については、補助単価と実勢単価に乖離があるため、自治体の財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。
- 体育館の床等の施設の部位改修については、補助事業の対象外となるため、自治体における財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。
- 長年運動場を使用することにより、土の締め固まり等による段差や小石が露出し、児童・生徒がつまずいた際に、予期せぬ怪我へとつながる危険性があるため、屋外教育環境整備事業を活用し、計画的な整備が必要であるが、当該補助事業については、令和6年度（2024年度）までの時限的措置となっている。

課 題

- 近年、校舎・トイレ・体育館等、多くの学校施設の老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善を図るなど、安全で安心な教育環境の整備が必要。

参考1 体育館の床部位改修の事例

改修前



改修後



【運動場排水不良の状況】



きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に安定的に配置できるよう、これらの職種を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策や子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応の推進に必要なスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員に対する財政支援を拡充していただきたい。

現 状

- 学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中、本市では、スクールカウンセラーは全中学校に配置している。スクールソーシャルワーカーについては、令和2年度は活動の拠点となる学校へ配置した。
- 令和3年度からは、不登校対策重点校として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策サポーターの3職種を6中学校に配置した。
- 新型コロナウイルス感染症対策や子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応の推進のために配置していたスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員については、財源措置が困難であったことから、令和3年度に引き続き令和4年度も配置していない。

課 題

- いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を学校に恒常的に配置する必要がある。
- 学校現場において効果的な感染症対策を推進するとともに、教職員の負担軽減を図るためには、スクール・サポート・スタッフを引き続き配置する必要がある。
- 教職員の負担を増やすことなく、児童生徒一人一人の学習定着度に応じたきめ細かな学習支援を提供し、効果的な学びの場の提供を引き続き保障していくためには、学習指導員を引き続き配置する必要がある。

参考 1 令和3年度スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

職種	配置状況
スクールカウンセラー	通常配置中学校区 (36校区) 6,860時間 不登校対策モデル中学校区 (6校区) 3,540時間 合計 10,400時間
スクールソーシャルワーカー	不登校対策重点校区 3人 拠点校配置型 13人 合計 16人

参考 2 令和2年度スクール・サポート・スタッフ及び学習指導員の配置実績

職種	配置状況
スクール・サポート・スタッフ	92小学校・42中学校・2高等学校・2特別支援学校に2学期より192人を配置
学習指導員	92小学校・42中学校に2学期より615人（登録者数）を派遣

⑤医療・健康福祉分野

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与及び 内密出産についての法整備等

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 国において、この15年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 2 現に内密出産の事例が発生していることから、国において、内密出産制度に関するガイドライン等を早急に示していただきたい。
- 3 内密出産制度の法整備を含めた検討を急いでいただきたい。
- 4 全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

現 状

- 熊本市の医療法人聖粒会 慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご」には、開設以来、15年間で全国から161人の子どもが預けられている。
また、全国から慈恵病院に寄せられる妊娠に関する悩み相談は、令和3年度（2021年度）だけでも4,718件となっている。
- これらは、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。
- 一方、令和元年（2019年）11月、慈恵病院は、いわゆる内密出産を実施することを表明し、昨年12月に1件、本年4月に1件、計2件の内密出産とされる事例が発生することとなった。

課 題

- 「こうのとりのゆりかご」については、その評価をはじめとして、預け入れを前提とした孤立出産や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ、子どもの出自を知る権利の保障等の課題がある。

これまで本市専門部会等において、様々な観点から検証報告が行われてきたところであるが、これらの課題を解消するためには、母子双方の利益に配慮した新たな社会制度の構築が必要となる。

そのため、国におかれては、あらためて「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、新たな社会制度の構築とともに、「こうのとりのゆりかご」の在り方を検討するためにも、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。

- 慈恵病院において実施された内密出産については、現在、本市と慈恵病院が個別事例を通して課題を整理しているところであるが、現行法は内密出産を想定しておらず、その取扱いや対応について苦慮している状況にある。課題は多岐に及ぶが、主なものは次のとおりである。

- 第一は、子どもの出自を知る権利の保障である。出自を知る権利は、人格形成の基礎となり、また、憲法上保障されるべき権利であるところ、慈恵病院による母の身元情報の管理や引き継ぎ、開示の方法をどのように考えるか、また、市がどのように関与するかといった課題について、母の個人情報を適正に管理できる制度を設計する必要がある。

- 第二は、母に対する支援である。内密出産に関する慈恵病院から母への説明内容や母が真に内密出産を望んでいるかの意思確認の方法、母が未成年である場合の支援の在り方や出産費用等の課題について、多角的な観点から、母に対し広範な支援を行う必要がある。

-
- 第三は、子どもの処遇である。母の事情を十分に把握、理解しないまま社会的養育を行うことや特別養子縁組の手続を進めることの妥当性、子どもに対し出自や母の情報を開示する際の説明方法といった課題について、子どもの最善の利益を図るための方策が必要となる。
 - 第四は、本市が何らかの情報をきっかけに母の身元情報を把握した場合の対処である。具体的には、児童福祉法に基づき児童相談所が行う社会調査と、慈恵病院と母との約束事である完全な匿名性との関係性をどのように考えるべきかという喫緊の課題が生じている。
 - これらの課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、また、今般、慈恵病院における内密出産が実施されるに至っていることから、国におかれては、内密出産制度の法整備を含めた検討のほか、上記課題について整理されたガイドラインをお示しいただくとともに、これらの課題解消に向けた更なる体制整備を早急に進めていただきたい。
 - 併せて、予期せぬ妊娠で悩む全国の女性からの相談や預け入れが昼夜問わず行われていることを踏まえ、妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口の整備及び周知を図っていただきたい。
 - なお、子どもの戸籍作成前に本市が母の身元情報を把握した場合、所管法務局に通報する義務が生じ、市区町村長の職権による子どもの単独戸籍の作製が困難になるという課題があるため、この点についても整理されたガイドラインをお示しいただきたい。

障がい福祉関係システムの マイナンバー連携等に対する財政支援

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 マイナンバー法改正に伴う福祉系システムの改修作業にあたっては、全ての市町村等において円滑かつ確実に実施できるよう、影響を受ける全てのシステムの改修費用に対して、十分な財政措置を行っていただきたい。
- 2 システム改修等に対する補助金を創設する際は、事業の執行や資金計画に支障を生じさせることのないよう、予め市町村等に対する意見聴取を行うとともに、予算額の算定にあたっては、合理的な根拠に基づき十分な額を確保していただきたい。

現 状

- 令和3年5月のデジタル改革関連法公布・施行により、すでに情報連携している身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳と同様に、療育手帳についても個人番号収集事務となった。
- 療育手帳のマイナンバー連携を確実に進めるために、国において補助率 2/3 の「障害者総合支援事業費補助金」の適用が決定されたことから、本市も国の補助率に従い令和4年度予算として必要額を確保。国補助を受け、4月契約、7月末にシステム改修を完了し、情報連携を開始する予定である。
- 令和4年4月1日付け国補助内示があったが、大幅な減額となっており、当初の補助率(2/3)を大きく下回る事となった(約 17.5%)。

- ・ 熊本市の予算額と国の内示額
システム改修事業費 14,400 千円
要求額 9,600 千円 → 内示額 2,525 千円 (▲7,075 千円)

課 題

- 法改正に伴う事業であるが、国補助が大幅に減額されたことにより、一般財源での措置を大幅に増額せざるを得ず、あらためて補正予算での対応が必要。
- 国の予算総額 1.3 億円に対して、約 60 団体が申請を行うことが想定され、各団体の必要額を団体ごとに均等に配分した場合、各団体 215 万円程度の補助となり、システム改修に必要と思われる額と比して著しく少ない額の補助金しか予算措置されていない。

参考2 情報連携と自己情報の閲覧の仕組み

マイナンバー制度の情報連携とマイナポータルによる自己情報の閲覧の仕組み

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が情報連携する個人の情報について、本人が閲覧・取得し、行政機関間のやりとりを確認できる機能を提供しています。



6

「障害者手帳に関するマイナンバー制度の情報連携について」より
(R3/5/24 内閣府大臣官房番号制度担当室)

孤独・孤立対策の推進に対する支援

【内閣官房】

提案・要望内容

- 1 孤独・孤立対策として、関係団体との連携や支援者の育成を図るため、国による専門家の派遣などの人的支援や、自治体が専門職員等を配置する際の財政支援をお願いしたい。

現 状

- 令和2年7月に、平成28年熊本地震の被災者を対象に実施した仮設住宅等退去者生活・健康調査において、孤独感を感じている方は、そうでない人に比べ、心身の健康リスクが高いことが明らかになるなど、孤独・孤立問題は被災者の生活再建を進める中で解決すべき大きな問題の一つである。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、人と接する機会が減少していると考えられるとともに、コロナ禍前に比べ自殺者数も増加しており、本市においても全庁一体となった対策を早急に推進する必要がある。

課 題

- どのような方を「孤独を抱えている」又は「社会的に孤立している」方として支援対象とするのかが不明瞭である。
- 社会的に孤立している方は他者との接触が少なく、一般に把握が困難であることから、その把握と支援の検討にあたっては積極的なアウトリーチの仕組みが必要だが、その手法は確立されていない。

■「孤独」や「孤立」が心身の健康などに与える影響について、専門的な知識を有する職員が不足している。

■孤独・孤立対策に取り組むNPO法人などとの連携手法についての知見が不足している。

参考 平成 28 年熊本地震に関する仮設住宅等退去生活・健康調査結果（抜粋）

令和 2 年 7 月に熊本市で実施した上記アンケートの分析では、孤独感があると回答された方は、孤独感がない人に比べ、心理的苦痛や睡眠障害があり、PTSD リスクが高いという結果が得られている。

【「孤独感あり」と回答した方のオッズ比※】

	心理的苦痛あり	睡眠障害あり	PTSD リスク
オッズ比 (OR)	9.08	5.55	3.52

※ オッズ比 (OR)

オッズ比とは、生命科学の分野において、疾患などへの罹りやすさを 2 つの群で比較して示す統計学的な尺度。オッズ比が 1 のときは、疾患への罹りやすさが両群で同じということであり、1 より大きい場合、疾患への罹りやすさがより高いということである。

重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所における訪問支援の制度化

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 重症心身障害児（以下、重心児という。）対象事業所において、利用児が欠席した場合、事業所の人員配置が満たせれば、「居宅等における支援」を実施することで報酬の算定を可能としていただきたい。

現 状

- 重心児対象事業所は看護師等の手厚い職員配置が必要となるが、欠席児童の報酬分が減収となるため事業所運営に支障をきたしている。
- 重心児以外の事業所は多くが10名定員であるのに対し、重心児対象事業所の多くは5名定員であるため、欠席があった場合の影響が大きい。欠席時対応加算は重心児以外の事業所と同じ94単位（940円）である。
- 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの臨時的な取扱いとして、感染拡大防止のために、利用者への居宅訪問等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とされたところであるが、訪問等による支援により一定のサービスの質が保たれており、現場において特段の支障は生じていない。

課 題

- 重心児対象事業所における基本報酬は、利用実績に基づき日額単価で設定されており、重心児以外の事業所に比べると高い単価が設定されているが、体調不良等で欠席されるケースが多く、欠席時対応加算の報酬が低いため、事業所の運営が厳しくなり、新規参入も厳しい状況である。
- 重心児対象事業所における欠席時の扱いとして、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的取扱いと同様に、利用者の居宅等における支援を行った場合に報酬の対象とすることで、支援の質も確保する必要がある。
- また、重心児が欠席する場合、重心児の保護者の負担増が課題としてあげられるが、訪問等による療育が可能とすることにより、欠席時における保護者の負担軽減を図る必要がある。

参考 1 事業所の基本報酬、配置基準、欠席時加算

	重心児対象以外（定員 10 名以下）	重心児対象（定員 5 名）
基本報酬	1 人当たり 885 単位（8,850 円）	1 人当たり 2,098 単位 (20,980 円)
人員配置	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 1 名 児童指導員または保育士 2 名	管理者 1 名 児童発達支援管理責任者 1 名 児童指導員または保育士 1 名 看護師 1 名 機能訓練担当職員 1 名
欠 席 時 対 応加算	1 人当たり 94 単位（940 円）	1 人当たり 94 単位（940 円）

参考2 重心児対象事業所数 ※（ ）は重心児以外の事業所数

児童発達支援：9事業所（79事業所）

放課後等デイサービス：8事業所（155事業所）

参考3 新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的取扱い

■新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取扱い

（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡））

⇒ サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能。



これにより、コロナの影響による利用者減によって事業所の収入に影響が出ないよう手当てがなされており、また、支援の質の観点からも特段の支障は生じていない。

子ども医療費負担軽減に向けた措置

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 子育て家庭が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律の子ども医療費の負担軽減に向けた方策を講じていただきたい。

現 状

- わが国の将来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題。

課 題

- 子ども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じている。
- 本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、自己負担の軽減等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮している。

参考 1 子ども医療費助成制度他都市比較（政令市 20 市） 2022 年 3 月現在

	対象年齢		所得制限	自己負担	都道府県	
	入院	外来			補助率（令和3年度）	
堺市	18歳	18歳	無	有	1/2	
静岡市					1/6(16～18歳入院)	
浜松市					1/8(16～18歳外来)	
新潟市					対象外	
北九州市					1/4（拡充分は1/2）	
大阪市				有(12歳以上)	有	1/2
名古屋市	中学終了	中学終了	無	無	対象外	
さいたま市				無	1/2	
京都市				有	1/6	
熊本市					1/4	
千葉市					1/2	
神戸市					1/4（拡充分は1/2）	
福岡市					1/2	
仙台市					有	1/4
相模原市					有(1歳以上)	対象外
横浜市						1/2
川崎市		小学終了	無		1/2	
岡山市			有		1/2	
札幌市		小学3年	有		1/2	
広島市					1/2	

⑥経済・農林水産分野

半導体関連企業進出支援に対する財政支援

【経済産業省】

提案・要望内容

- 1 半導体の安定供給のためのサプライチェーンの強靱化に向け、半導体生産拠点やサプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備等に対する支援を継続するとともに、装置や部材等を供給するサプライヤー等への支援対象の拡充をお願いしたい。

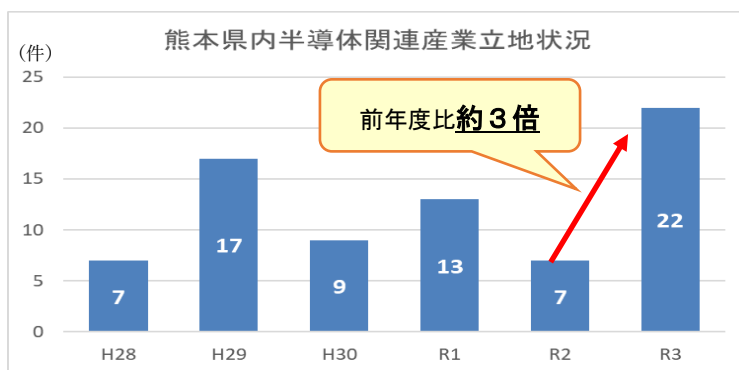
現 状

- 台湾積体回路製造（TSMC）の進出計画を契機とし、県内外の半導体関連産業における熊本への新たな設備投資の動きが活発化しており、2021年度の半導体関連企業の立地件数は、新設増設含め前年度比約3倍に増加。
- 2022年度も引き続き、県内への新たな設備投資に対する問い合わせが寄せられているとともに、地場企業においても、半導体関連需要の増大に伴う事業拡張や新規参入の動きがみられる。
- 本市では、2021年12月に市長をトップとする「半導体関連産業集積推進本部」を設置し、半導体関連産業の進出先となる産業用地の確保と併せ、半導体関連企業をターゲットとした誘致活動の強化並びに地場企業の新たな設備投資の支援に取り組むこととしている。

課 題

- 国においては、半導体生産拠点等の整備費用に対する支援を行っているが、対象が特定半導体等の生産拠点整備や製造設備の入替・増設、生産拠点の海外集中度の高い製品・部材等を供給する生産拠点整備に限られていることから、国内を生産拠点等とする装置や部材等を供給するサプライヤー企業や上記補助制度の対象とならない地場企業の設備投資に対しては支援が得られない状況にある。
- 半導体の安定的な供給のためには、生産拠点とあわせて半導体関連企業の集積を図り、サプライチェーンの強靱化を図ることが求められていることから、財政負担を軽減し新たな設備投資を促すために、当該に対する支援を拡充する必要がある。

参考 1 熊本県内における半導体関連産業の動向



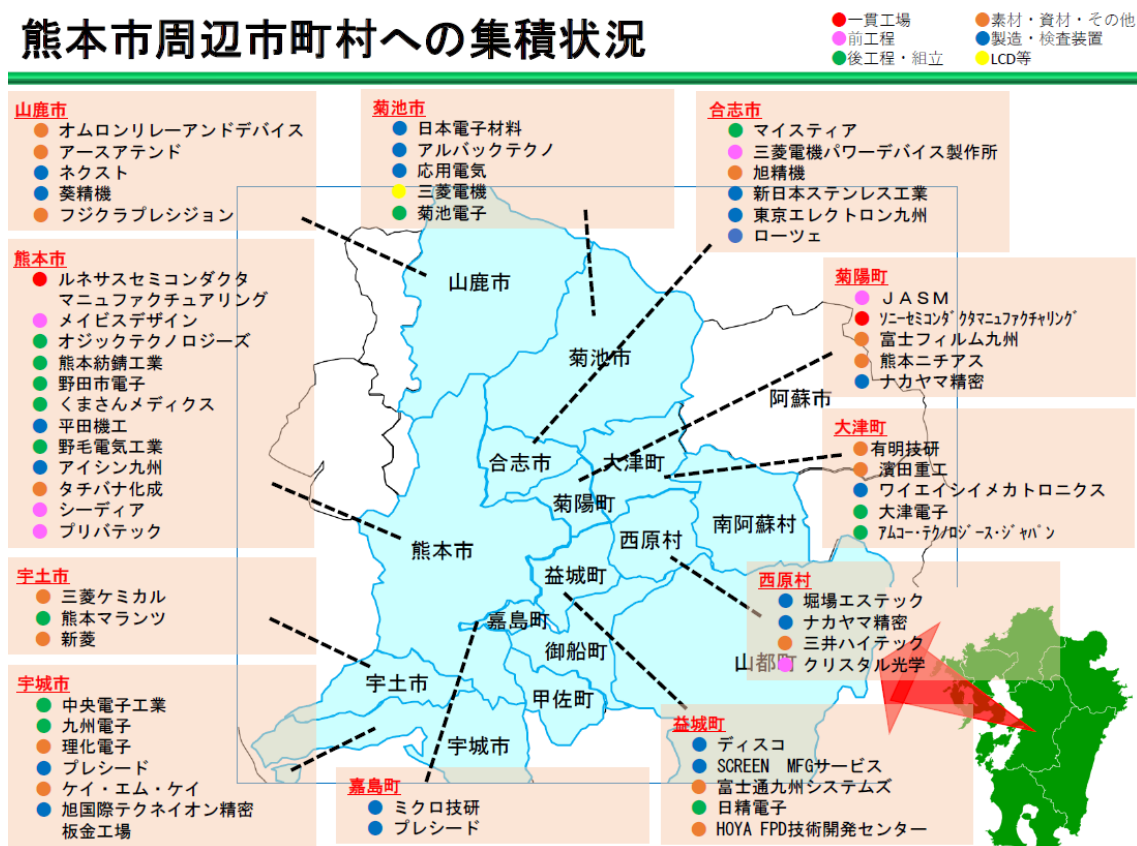
2021年度の熊本県内への半導体関連産業の立地件数（新設・増設）は、前年度比約3倍に増加

【地場企業の声】

- ・製造装置メーカーA：半導体関連装置の受注が増加しており、生産能力の拡大に向け工場機械の増強を検討している。
- ・部品メーカーB：半導体関連の仕事が急増しており、今後工場の拡張を検討している。
- ・後工程事業者C：弊社と取引のある県下の中小企業数十社が急ピッチで新工場計画を進めている。
- ・部材メーカーD：世界的に需要が拡大する半導体関連事業に取り組むことで、収益性の向上を図るため半導体関連事業への新規参入を行う。

参考2 熊本市周辺市町村への半導体関連産業集積状況

熊本市周辺市町村への集積状況



熊本市周辺市町村には半導体関連産業が多く集積。

今後も同地域への集積を促すことで、サプライチェーンの強靱化が図られる。

産業界が必要とする人材の育成・確保 に対する支援

【経済産業省、厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 国内における半導体の安定的な供給体制を構築するため、産学官連携による人材輩出や半導体に関するスキルの習得、関連産業への就業促進等、半導体関連産業の人材育成・確保に向けた取組を強化していただきたい。
- 2 半導体等の製造業の現場で働く人材の確保に資するトレーニングセンター等施設整備を対象とした補助事業の創設等、財政的支援をしていただきたい。

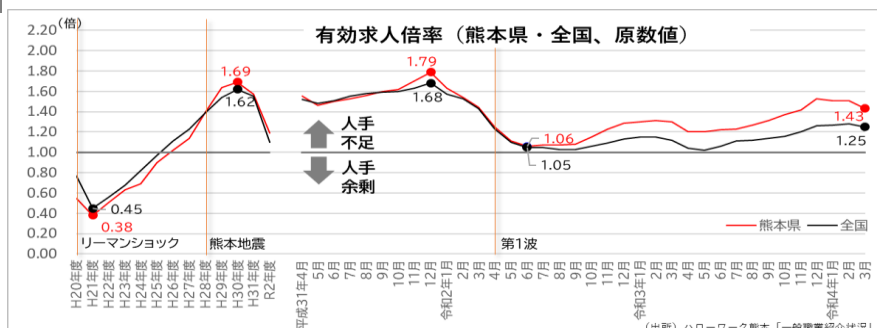
現 状

- 半導体の安定的な供給体制の構築は、日本経済を支えるサプライチェーンの強靱化をはじめ、半導体関連産業の再興・発展や日本全体のデジタル化の進展、さらには経済安全保障の確保に大きく寄与するものとして、非常に重要である。
- T SMCの進出を契機として、県内外の企業において半導体関連産業への新規参入や設備投資の動きも活発化してきており、これに伴い、人材育成・確保への企業のニーズも高まっている。
- このような中、本市においては、令和3年12月に市長をトップとする「半導体関連産業集積推進本部」を設置し、下部組織の「人材確保・育成PT」において、地場企業を含め半導体関連企業の人材育成・確保策に取り組んでいる。

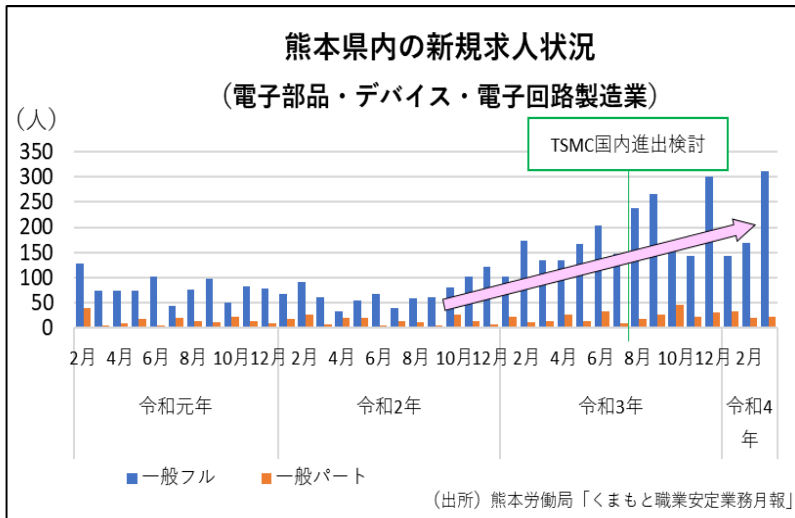
課 題

- 半導体の安定的な供給体制を構築していくためには、半導体関連人材の育成と確保が大変重要だが、本県の有効求人倍率は長期に亘り全国平均を上回っており、半導体関連をはじめ、幅広い業種で人手不足が続いている。今後、T S M Cの進出に伴いさらに人手不足が加速し、地場企業を含め半導体関連企業の人材獲得競争激化が懸念される。
- 半導体関連産業の復興は、日本経済の成長において非常に重要な役割を担っており、半導体関連人材の育成・確保については、国の強いリーダーシップの下、全国レベルでより一層強化していく必要がある。
- 高い技術が求められる半導体関連産業においては、即戦力となる人材を速やかに育成する必要がある、コロナ禍で打撃を受けた業種においては人員の余剰感が出ており、人材不足が深刻な業種への労働移動を促進する研修施設の整備が必要である。
- そのようなことから、人材派遣関連企業等の民間企業が、半導体等製造業の現場で働く人材の育成を目的として整備するトレーニングセンター等の施設を対象とした補助事業の創設と継続した財政的支援が必要である。

参考 1 熊本市内の有効求人倍率



参考2 熊本県内の半導体関連産業の新規求人状況



県内の新規求人数は、半導体関連企業の立地が活発化（R2年度7件⇒R3年度22件）したことで増加傾向。

今後、TSMC 進出に伴い、関連企業の集積が加速するとともに、さらに求人数も増加する見込み。

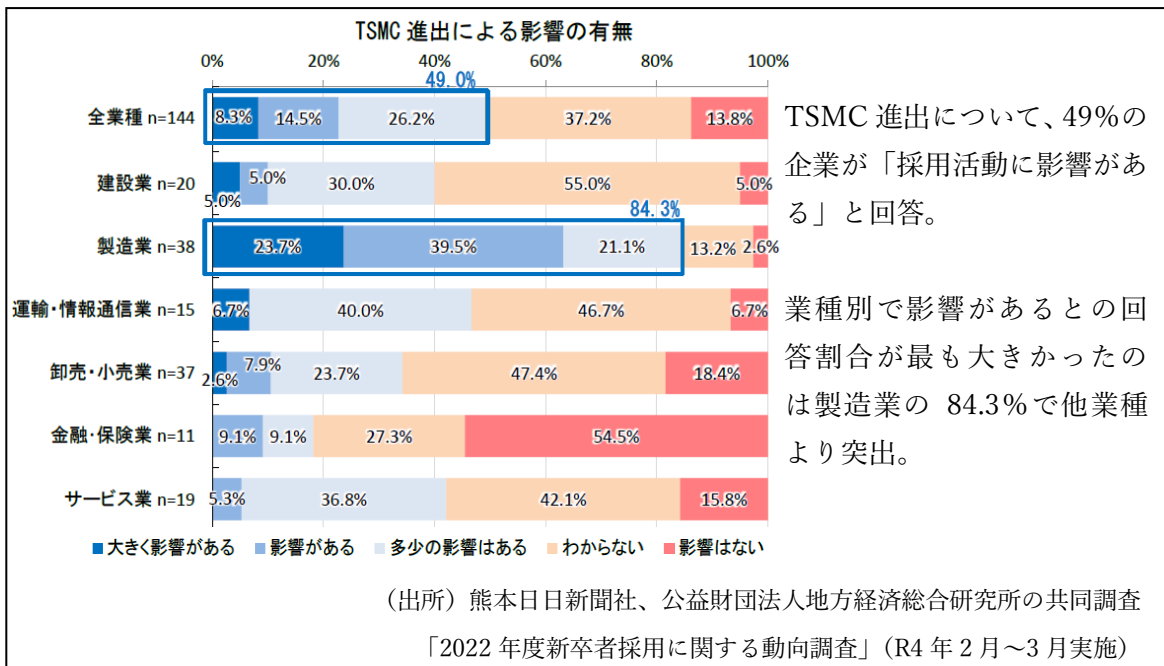
参考3 熊本県内の地場企業の声

【人材派遣会社A】1年以内に県内で半導体関連の研修施設を作りたい。

【人材派遣会社B】県内で新たな人材育成拠点（半導体関連）の設置を検討中。今後、TSMC 向けの高度人材育成も進めていく方向。

【人材派遣会社C】これから高度人材育成（半導体関連）のための環境整備をしていきたい。

(出所) 熊本市のヒアリング調査 (R4年2月～4月実施)



TSMC 進出について、49%の企業が「採用活動に影響がある」と回答。

業種別で影響があるとの回答割合が最も大きかったのは製造業の 84.3%で他業種より突出。

農業農村整備事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 水利施設等保全高度化事業の新規要望地区である美登里地区（採択申請予定）について、必要な予算額を確保していただきたい。
- 2 防災重点農業用ため池の対策工事等に必要な予算額を確保していただきたい。
- 3 農業農村整備事業について、令和5年度（2023年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 本市のほ場整備率は着実に上昇しているが、令和3年度（2021年度）の末日時点で約3割は未整備の状況。畑地や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っている。
- 高度経済成長期に造成された基幹的農業水利施設の多くが、近年老朽化により更新時期を迎えている。
- 本市では平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震など、大規模災害を経験しており、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、市域に存在する防災重点農業用ため池の計画的な防災対策を進めていく必要がある。

課 題

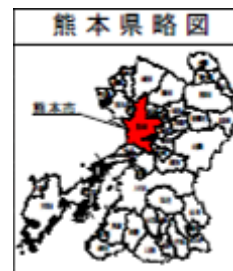
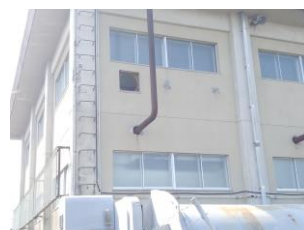
- 生産コストの更なる低減、担い手への農地集積の推進のため、条件不利地での基盤整備を着実に進める必要がある。
- 農地等の湛水被害の未然防止や農村地域の防災減災のため、計画的に老朽化した排水機場の更新及びため池等の整備が必要である。

参考1 基幹的農業水利施設の更新

【排水機場の更新】

●水利施設等保全高度化事業／農村地域防災減災事業

・地区名：美登里（みどり）地区（新規要望地区）



老朽化により、各種機器の故障が頻発している。

【地区の基盤整備の実施状況】

本地区は天明新川両岸（美登里町・護藤町）に広がる約325haの水田地帯である。ほ場の状況としては約253haが天明東部地区（県営）・内田沖田地区（団体営）などのほ場整備事業で整備されており、残りの72haが県営東西屋敷地区経営体育成基盤整備事業により整備され、優良農地が確保されており効率的な営農が展開されている。

【地区の農家や営農の現状と課題】

昭和54年に湛水防除事業により設置された美登里排水機場は42年が経過し、耐用年数を大幅に超過している。ポンプなどの機器の保全及び維持管理に努力してきたが、各機器の傷みが激しく、排水能力が低下している。さらに導水路も原因不明の排水能力低下をおこし、梅雨期の大雨では水田及び施設園芸のハウスが冠水し農作物の生育に支障をきたしている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

本地区は水稻とナス・トマトを中心とした施設園芸が盛んで、事業によりハウス団地も形成され地域では優良な農業地帯である。しかし、排水機場は設置から40年以上が経過し施設全体が老朽化しており、機器は経年劣化の進行が著しい状況である。また導水路の排水能力低下により湛水被害が生じ、営農に支障をきたしているため早急にこの問題を解決し優良農地となった本地域の機能を十分に発揮できるようにしたい。本事業を実施することで、流域内にある小学校・県道・市道等の公共施設及び個人の住宅等の保全も可能となる。

参考2 防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

● 農村地域防災減災事業／農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・ 防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

「防災重点ため池に係る防災工事等推進計画」における市内防災工事等対象箇所一覧

番号	名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災工事等の対象			特記事項
						劣化状況 評価	耐震・豪雨 性能評価	防災工事	
1	新地	熊本市南区城南町鰐瀬2211	6.0	38.0	8.0			○	令和3~7年度改修予定
2	鬼	熊本市南区城南町陣内1303、1324	7.4	87.5	13.0				平成28年度災害対応
3	沢水	熊本市南区城南町下宮地61	7.0	10.0	3.0				平成30年度市単独事業
4	村中	熊本市南区城南町塚原910	5.8	40.0	42.0	○	○		
5	野田	熊本市南区城南町鰐瀬2369	5.5	13.5	10.0	○			
6	宮の下	熊本市南区城南町塚原86	4.4	28.6	14.0				平成24~28年度改修
7	下園	熊本市南区富合町大字平原1574-1	3.0	3.8	1.0	○			
8	正院浦下	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2283	5.9	10.0	17.2	○			
9	正院浦中	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2309	7.2	22.0	5.1	○			
10	小塚2	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1314	4.0	3.3	2.0	○			
11	小塚3	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1315	3.0	1.9	3.0	○			
12	大窪(1)	熊本市北区大窪1丁目85番	4.0	5.3	2.0	○			

【市内農業用ため池の現状と課題】

市内農業用ため池は河川から農業用水を取水することができない地域などで、多くは江戸時代以前に造られたものと推測されている。市内に105か所が分布し、うち12か所が防災重点農業用ため池に指定されている。

令和2年度(2020年度)までに12箇所のハザードマップ作成・公表を行い、短期的な防災・減災対策を進めてきた。また令和3年度(2021年度)からは8箇所の劣化状況調査を進めている。なお、ため池の洪水調節機能を有効活用することで、災害の激甚化・広域化に備える取組を進めることとしている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

防災重点農業用ため池のうち、漏水や堤体断面変形が見られる老朽箇所は、決壊により農地や人家等に多大な被害が予想されるため、早急に防災工事に着手することが必要である。また、それ以外の箇所においても施設造成から改修履歴がないため池がほとんどであり、過去の災害経験から劣化状況、耐震・豪雨性能評価を計画的に進めることで、災害を未然に防ぎ農家経営の安定や農村地域の保全に資することができる。

水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、 水産多面的機能発揮対策事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 水産物供給基盤機能保全事業について、令和5年度（2023年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
- 2 水産生産基盤整備事業について、令和5年度（2023年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
- 3 水産多面的機能発揮対策事業について、令和5年度（2023年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 四番漁港や海路口漁港は、漁港施設の沈下や老朽化に加え、大潮満潮時には冠水し、また、航路・泊地の土砂堆積により漁業活動に支障をきたしているため、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の嵩上工事や浚渫工事を実施。
- 天明漁港は、現在、漁船の安全性確保や漁業者の過重労働軽減、生産労働効率化を目的に水産生産基盤整備事業を活用し、防波堤や物揚場等を整備。
- 干潟漁場の環境は、平成28年熊本地震とその後の降雨による土砂流入を始め、例年発生する台風や梅雨時期の豪雨、さらに令和2年7月豪雨による土砂等の流入により甚大な影響を受けており、十分な回復に至っていない。今後とも河川から土砂等の流入が継続的に発生することが懸念され、水産多面的機能発揮対策事業による耕うんや堆積物撤去等を継続的に実施し、漁場生産力の回復、被害防止が不可欠。

課 題

- いずれの事業も重要な事業であるが、特に水産物供給基盤機能保全事業については、漁業活動に支障をきたしているため、計画的な漁港施設の保全工事や浚渫工事が必要。
- 水産多面的機能発揮対策事業については、令和2年度以降、各活動組織の要望額に対し、割当内示額が減額される状況が続いている。そのため、各活動組織が事業費の不足から十分に事業を実施できず、漁場生産力の回復の遅れが懸念されている。
また、令和3年度より管内で新たな活動組織が結成され、これに伴い十分な事業費確保が必要である。

参考1 事業状況

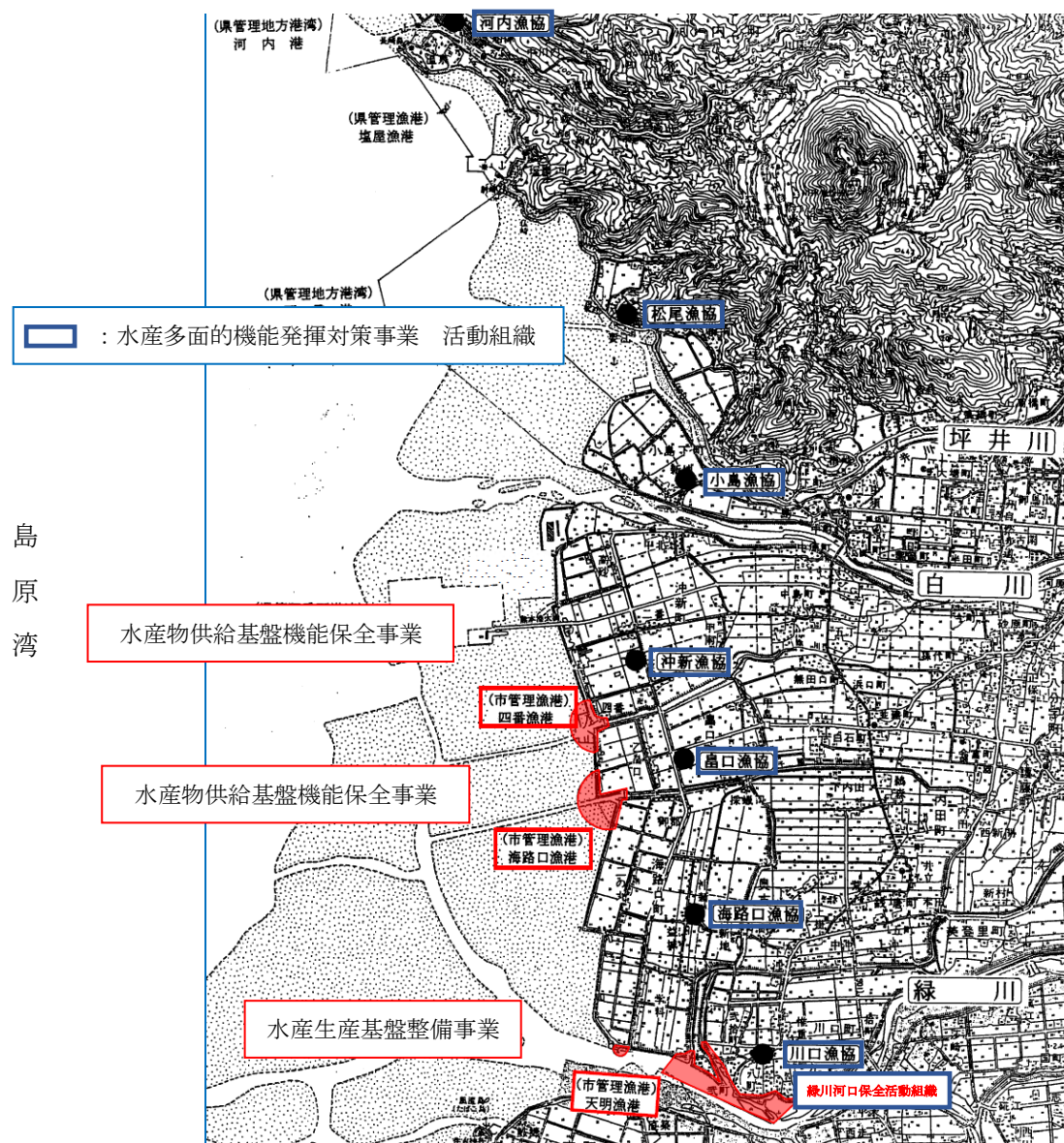
【事業の進捗状況（事業費ベース）】 (千円)

事業名	令和5年度要望額（事業費）
水産物供給基盤機能保全事業 （四番・海路口漁港）	150,000
水産生産基盤整備事業 （天明漁港）	200,000

【事業の要望状況（全活動組織分）】 (千円)

事業名	令和5年度要望額（国補助額）
水産多面的機能発揮対策事業 （熊本市内8活動組織）	35,975

【漁港、活動組織位置図】



【各漁港の現況写真】



航路、泊地に土砂が堆積し航行できない

【水産多面的機能発揮対策事業 写真】



⑦都市基盤・交通分野

九州中央の広域交流拠点都市にふさわしい魅力ある 都市空間の形成を支える道路ネットワークの早期実現

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 九州の発展をけん引する熊本都市圏における新たな高規格道路
3 路線の計画実現に向けた最大限の支援
 - ・熊本都市圏北連絡道路
 - ・熊本都市圏南連絡道路
 - ・熊本空港連絡道路の早期実現
- 2 熊本が日本経済の安全保障の一翼を担い、台湾積体電路製造（T S
MC）の進出効果を最大限発揮するための広域道路ネットワーク
の着実かつ迅速な整備
 - ・植木バイパス事業区間（3 工区）の早期完成、未事業化区間（1
工区）の早期事業化
 - ・中九州横断道路（熊本北～下硯川：熊本環状連絡道路）の早期事業
化
 - ・大津熊本道路（合志～熊本）、熊本宇土道路の整備促進、有明海沿
岸道路（熊本県側）の国直轄による事業化
 - ・熊本西環状道路の早期整備に向けた所要額の確保
- 3 主要渋滞箇所の早期解消など市内一円で発生する慢性的な交通
混雑の緩和のための更なる連携強化
- 4 重要インフラ等の機能維持
 - ・長寿命化や防災・減災のために必要な「国土強靱化のための 5 か年
加速化対策予算」の別枠での確保及び当初予算での措置
- 5 地方創生を支える公共事業道路関係予算の安定的な総額確保

現 状

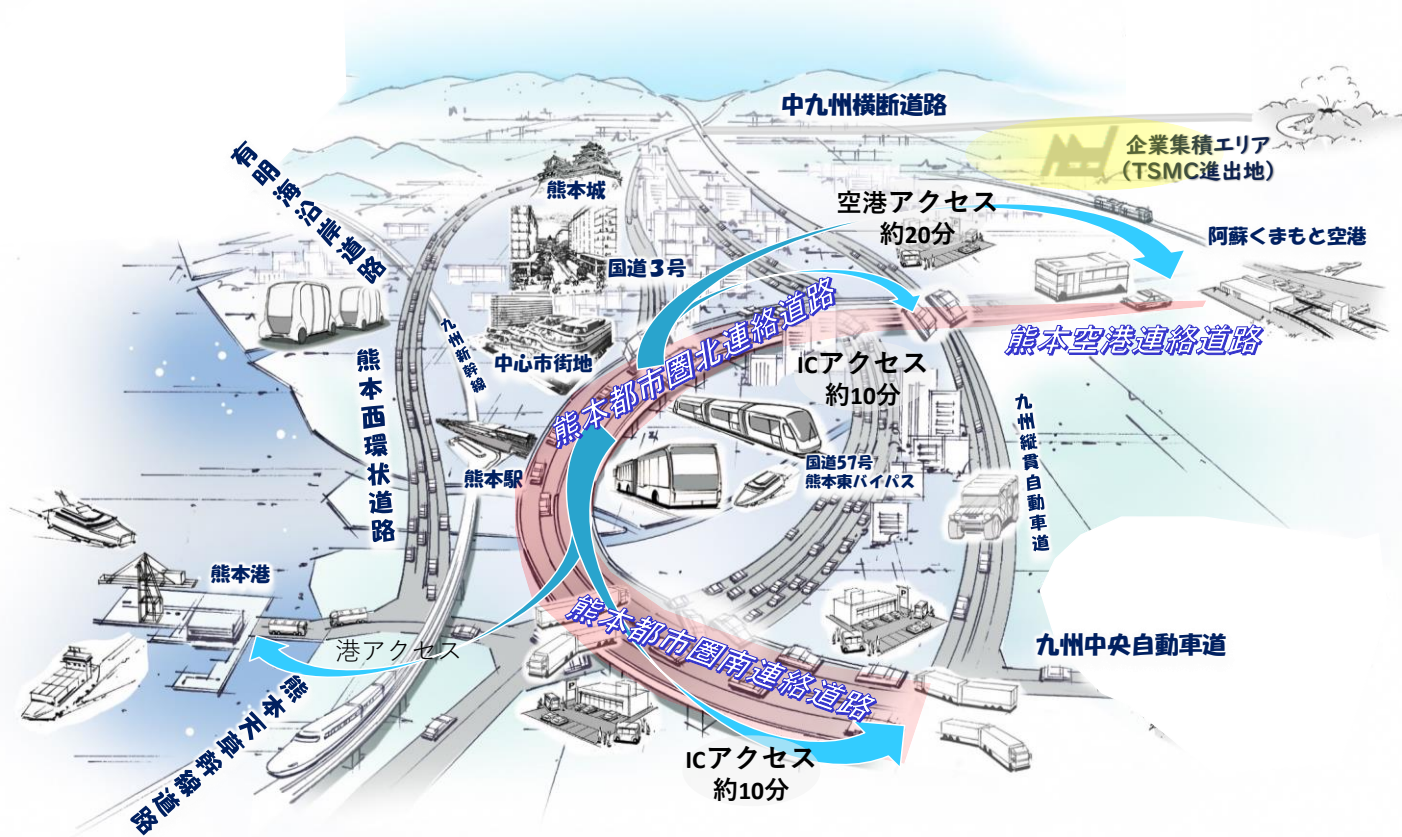
- 市内中心部での平均旅行速度は三大都市圏を除く政令指定都市でワースト 1、さらに、全国旅客数トップ 10 位及び九州主要空港において、市内中心部までの移動時間も全国ワースト 1 であるなど、交通渋滞が常態化しており、市民生活をはじめ経済活動にも深刻な影響を及ぼしている。
- 道路ネットワークの基盤である「2 環状 11 放射道路網」において、未だに連携しきれていない環状・放射道路ネットワークが存在しており、平成 28 年熊本地震では幹線道路の度重なる不通等を経験した。
- 昨年 6 月、新たな国土構造の形成やグローバル化、国土強靱化などの新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や I C T ・自動運転等の技術の進展を見据え、「熊本県新広域道路交通計画」を策定した。
- 世界的半導体企業である台湾積体電路製造（T S M C）の熊本都市圏進出が公表され、今後、半導体産業及び関連企業等の集積の加速化が見込まれる。

課 題

- 九州中央の広域交流拠点都市として、九州各地からの交通需要を受け入れることが可能となる新たな広域道路ネットワークを着実かつ迅速に実現し、地域経済の発展を目指す必要がある。
- 誰もが快適に移動できる都市空間として、定時性・速達性が確保された道路ネットワークや都市交通の整流化等の形成を目指すため、2 環状 11 放射道路網の整備を促進する必要がある。
- 着実な交通混雑の解消に向け、交差点の改良や安全対策による身近な道路環境の改善で、都市内交通を円滑化する必要がある。

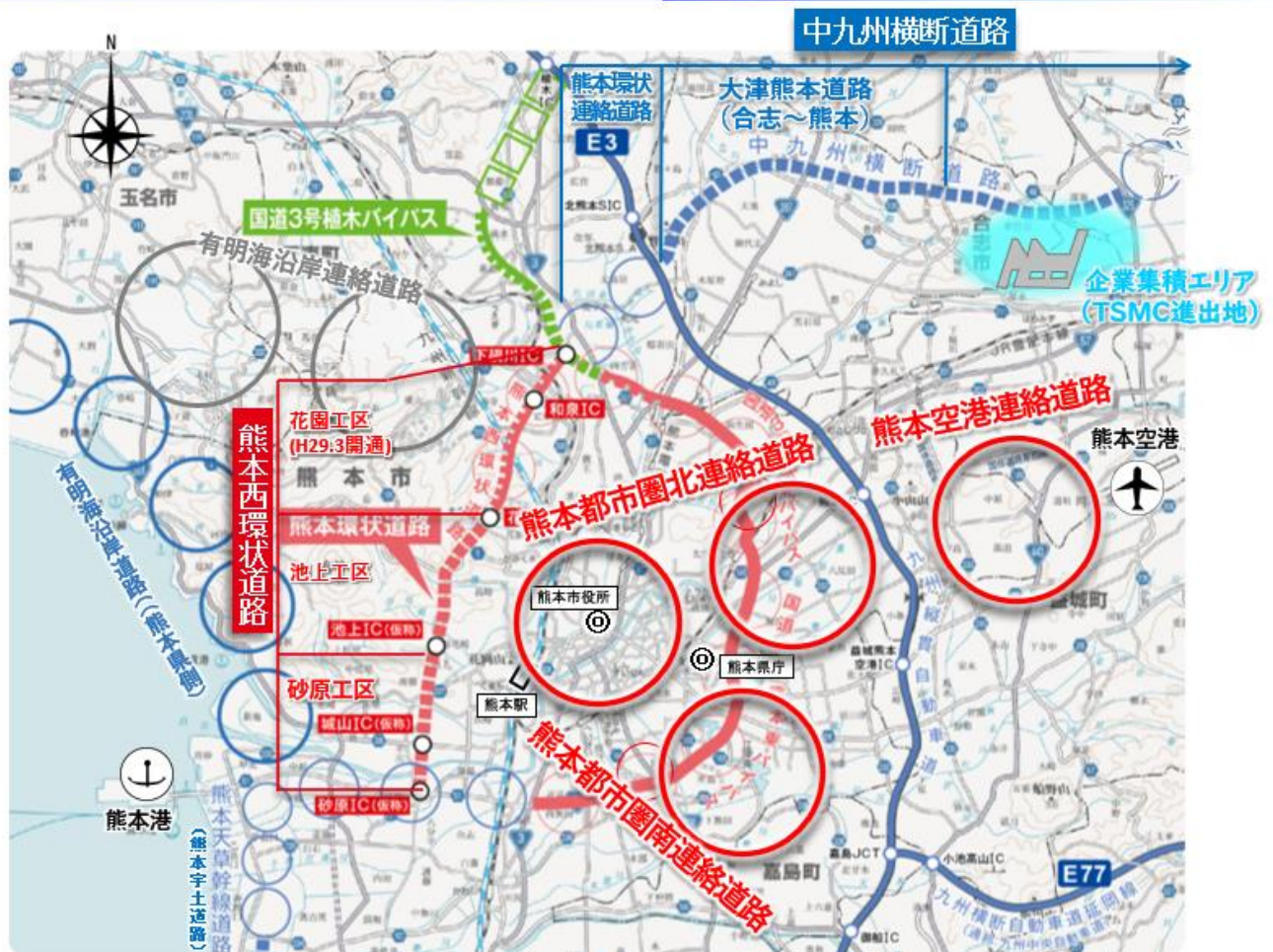
■一方、橋梁等重要インフラ施設の効率的な維持管理や土砂災害・冠水被害の回避、無電柱化の推進等、誰もが安全・安心で快適に利用できる道路空間の機能を維持する必要がある。

■これらの課題解決のための事業実施に向けて、計画的かつ着実に事業を推進するための財源を確保する必要がある。



～都市交通の将来像～

◇熊本都市圏の道路ネットワーク整備状況



【地震による橋梁の被災】

伸縮装置や支承の破損による通行障害



【自然災害等による幹線道路の不通】

(冠水) 緊急輸送道路の通行止め



(法面) 落石による道路の寸断



公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 電停バリアフリー化の整備や交通結節点の機能強化について、事業の推進に必要な予算（社会資本整備総合交付金）を確保していただきたい。

現 状

- 本市では、過度に自家用車に依存しない「誰もが移動しやすく暮らしやすい都市」の形成を目指しており、中心市街地と15の地域拠点をつなぐ8軸を基幹公共交通軸と位置づけ、各軸の基幹公共交通の定時性・速達性・輸送力等の機能強化を進めることとしている。
- 特に、市電（路面電車）については優れた機能を有していることから、更なる利便性向上のため、路線の延伸に向けた取組や電停のバリアフリー化などを進めている。
- 世界的半導体企業である台湾積体回路製造（TSMC）の熊本都市圏進出が公表され、今後半導体産業及び関連企業等の集積の加速化が見込まれる。
- 空港アクセス鉄道の整備により、新たな公共交通ネットワークが構築される予定である。

課 題

- 本市の公共交通利用者はピーク時の3割まで減少しており、今後高齢者の増加が見込まれる中、公共交通サービスの維持が課題となっている。
- さらに、本市の主要渋滞箇所数や自動車の平均速度は、政令指定都市

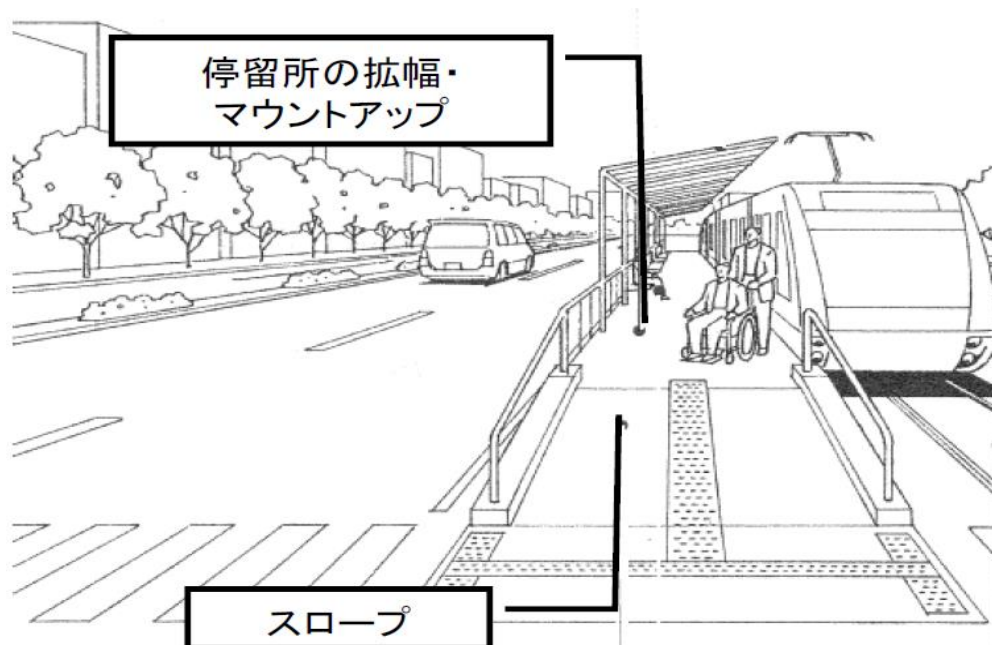
(三大都市圏除く)でワースト1位を記録するなど、慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞解消が喫緊の課題となっている。

- 空港アクセス鉄道の整備やT S M Cの進出により社会環境が変化することで熊本都市圏における公共交通網への負荷がかかることが懸念される。
- これらの課題解決のためには、誰もが移動しやすい環境を構築し、自動車交通から公共交通への転換を促すことが重要であり、そのためには市電の既設電停のバリアフリー化の早期整備など、安全性・利便性の向上等を図る必要がある。また今後大きく変化する社会環境に対応するため、交通結節点の機能強化等を図っていく必要がある。

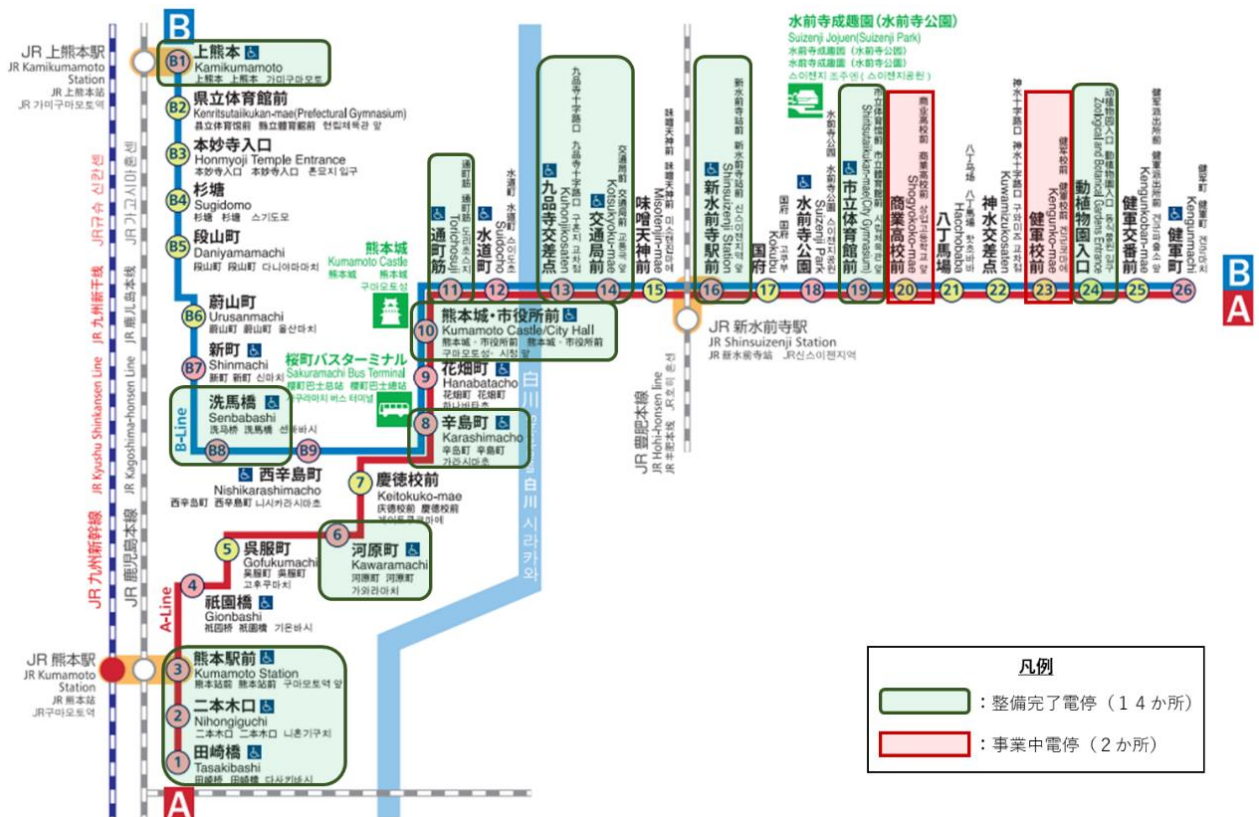
参考1 電停バリアフリー化

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（2006年制定、バリアフリー新法）に基づく整備を行う。

【整備イメージ】



【路線図】



参考2 交通結节点機能強化

- 今後新たな交通需要を想定した課題の整理や対策の検討を行う。



熊本港の耐震強化岸壁の新規事業化

【国土交通省】

提案・要望内容

1 熊本港の耐震強化岸壁の新規事業化をお願いしたい。

現 状

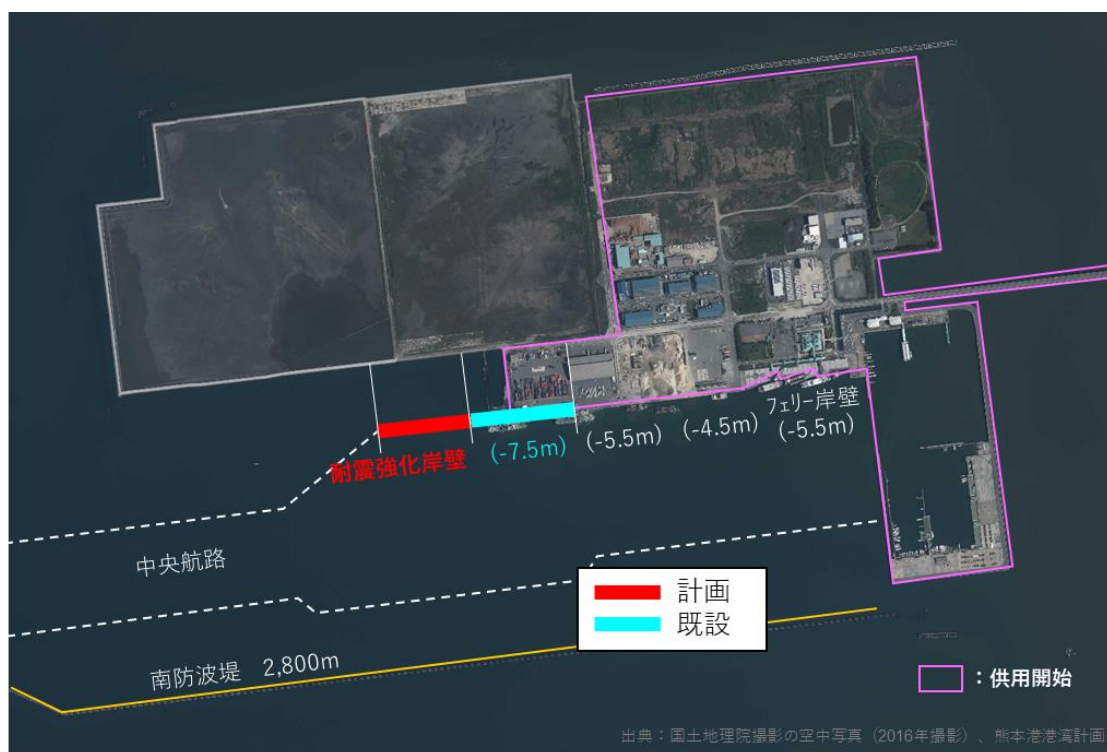
- 平成 28 年熊本地震では、道路網が寸断する中、国や県の迅速な対応により港湾機能が早期復旧することで、熊本都市圏の災害支援機能を担ったことから、防災拠点としての重要性を改めて認識した。
- 熊本港のコンテナ取扱量は順調に伸びており、背後圏に立地する企業の物流拠点としての重要性が高まっている。
- 令和 2 年 6 月より、R O R O 船を利用し大型機械の内航海運が開始されており、熊本港の更なる利用促進が期待される。
- 令和 4 年 2 月に第 2 回熊本港利活用促進検討会を開催。熊本港湾関係企業、国、県、市が参加し、熊本港の「潜在的な物流需要」や「港湾機能強化の方向性」について確認した。
- 世界的半導体企業である台湾積体電路製造（T S M C）の熊本都市圏進出が公表され、今後半導体産業及び関連企業等の集積の加速化やそれに伴う物流量の増加が見込まれる。

課 題

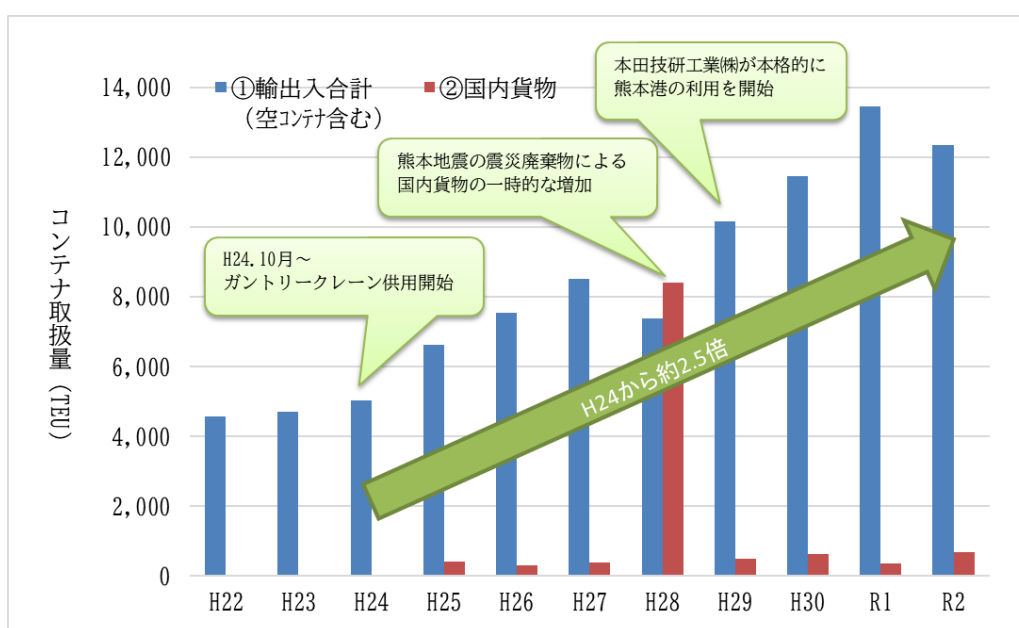
- 熊本港には耐震強化岸壁が整備されておらず、大規模地震等が発生した場合に、防災拠点及び物流拠点としての機能が停止する恐れがあり、住民生活及び経済活動への影響が大きい。
- 南海トラフ地震等の他都市における大規模災害に備え、九州の広域防災拠点としての役割が果たせるよう、防災拠点及び物流拠点としての機能の強靱化を図る必要がある。

■ T SMCの進出に伴い熊本港の物流拠点として重要性がより一層高まる中、更なる地域産業の成長を図るため耐震強化岸壁の整備が必要不可欠。

参考1 熊本港の整備状況



参考2 熊本港におけるコンテナ取扱量の推移



自転車活用推進計画の事業に対する支援強化

【国土交通省・経済産業省】

提案・要望内容

- 1 自転車通勤を推進するため、電動アシスト自転車購入補助や企業への交通安全教育に対する支援をしていただきたい。

現 状

- 自転車活用推進法第11条では、市町村に「市町村自転車活用推進計画」の策定が求められており、本市では令和3年3月に策定した。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式が求められる中で、密にならない自転車の活用が見直されている。また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、本市も自転車の利活用を一層推進していく。

課 題

- 本市の自転車分担率は13.0%であり、バス電車（6.4%）よりも高いが、自動車分担率（58.8%）には及ばない。
- 本市は、大阪市、名古屋市を除く政令市の中で、自動車の平均速度はワースト1位であり、交通渋滞は長年の課題となっている。
- 道路網が中心部から放射状に伸び、かつ比較的平坦な地形であることから、本市は、自転車利用を促すに格好な環境にある。
- 楽に移動できる電動アシスト自転車が進化しているが、車両価格が高い状況にあり、普及には至っていない。
- 交通問題を解決するためにも、電動アシスト自転車を普及させることで、自転車通勤への転換を促していく。
- そのためには、購入補助を行うことで、価格を抑える必要がある。交通渋滞や環境問題の解消のためにも、クリーンエネルギー自動車と同様に支援をしていただきたい。

参考1 熊本市自転車活用推進計画事業の展開（通勤イメージ）

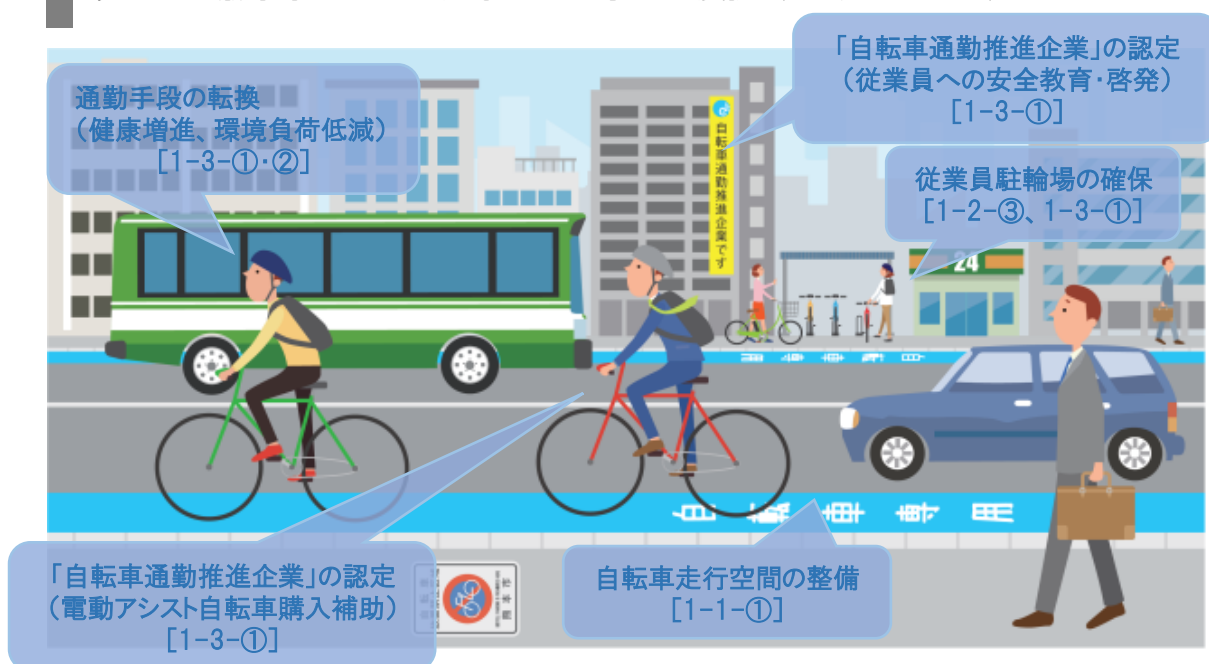


図 自転車通勤の推進イメージ



写真 熊本市内での自転車通勤の様子

まちなかウォークブル推進に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」空間整備に取り組む地方自治体の支援に必要な予算の確保をしていただきたい。

現 状

- 本市では、中心市街地を“車中心”から“人中心”の空間へ転換し、「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け取り組んでいる。
- 2021年3月、JR 熊本駅前広場が完成し、同年11月、花畑地区においては道路から広場への転換を終え、花畑広場の供用を開始した。

課 題

- 今後、これらの拠点間と中心市街地の回遊性を向上させ、道路空間の再配分や民間による道路空間の利活用などを推進し、賑わい創出による地域経済の活性化を図っていく必要がある。
- 昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間の実現は、ゆとりある歩行空間により密接を防ぐなど、新しい生活様式の浸透、定着にも通じるものであり、その実現に向け予算を確保し着実に取り組んでいく必要がある。

参考1 ウォーカブル都市の推進

(昼も夜も歩いて楽しめる魅力的で、災害にも備えた都市空間の創出)

居心地の良い空間づくり

- ・通りごとに魅力を高めるデザイン
→専門家で構成されるデザイン会議（熊本市景観審議会専門部会）による監修
- ・熊本市光のマスタープランによる夜間空間の演出
→街並みの情感、質感が洗練され、熊本市の顔（目鼻立ち）がより魅力的に伝わるまち
- ・まちなか再生プロジェクト
→民間建築物の建替促進により、耐震性向上とともに、一体的なオープンスペースを創出



道路空間のリ・デザイン（花畑ポンプ場）



明八橋ライトアップ実証実験



民間による公共空間活用

- ・ほこみち制度等を活用した賑わいの創出



歩行空間の拡充

- ・道路空間再配分し道路空間を歩行者に開放
→歩道拡幅、自転車走行空間
- ・新たな移動手段の導入（グリーンスローモビリティ等）
- ・駐車場配置の適正化



路線バス事業者への支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 公共交通の経営の安定化を図るため、地域の実情に沿った円滑かつ柔軟なバス事業者の共同経営に向けた取組に対し、支援を行っていただきたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地域間の格差を解消し、より実態に即した方法で算定するよう見直しを行っていただきたい。

（１）共同経営に向けた支援

現 状

- 令和２年１月に熊本市に本社を置くバス事業者５社が、バス交通の維持・拡充や利便性向上を目的に、独占禁止法の特例法に基づく共同経営型への事業形態に移行することで合意。
- 令和３年３月に全国初となる共同経営の認可を受けた。令和４年度も引き続きバスと路面電車の最適化（需給バランスの調整など）等に取り組む予定であり、順次共同経営の取組を拡充している。

課 題

- バス事業者５社による共同経営に関する事業を実施するためには、ノウハウや財政的な支援を継続する必要がある。

(2) バス補助地域間格差の解消

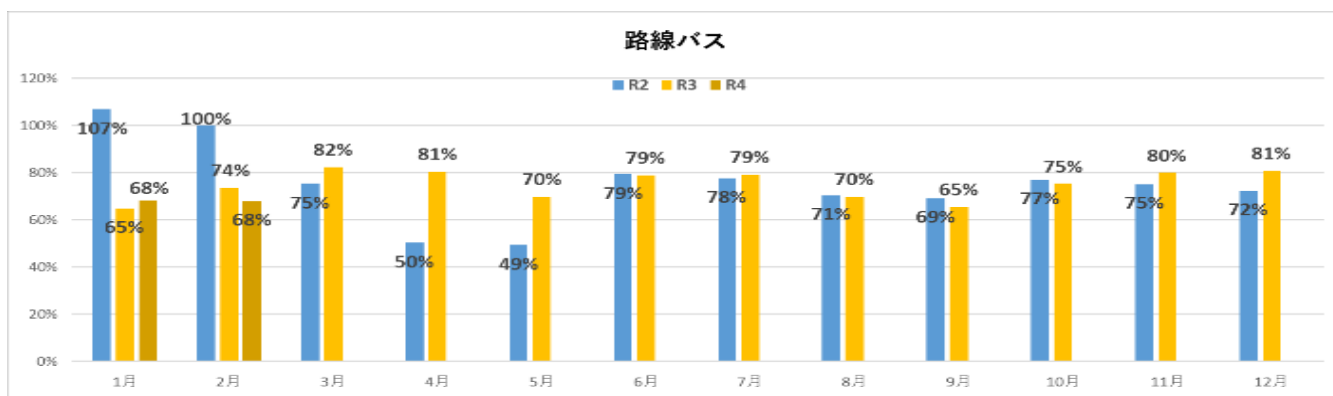
現 状

- 新型コロナウイルス感染症が未だ収束を見通せない中、公共交通機関の利用者数は激減しており、厳しい経営を強いられている。
- 路線バスの地域間幹線系統確保維持国庫補助金は、地域区分（補助ブロック）ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本市は「南九州ブロック単価」が適用されている。

課 題

- 熊本都市圏を運行しているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」を基に算出される自社単価は、当該「南九州ブロック単価」を大幅に上回っている状況にあり、実質赤字系統であっても国庫補助の対象外となっている。

参考1 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少 ※前年同月比)



参考2 令和4年度の単価の状況

- 南九州ブロック単価 286.51円
- 北九州ブロック単価 401.01円
- 熊本都市圏A社単価 434.36円
- 熊本都市圏B社単価 355.10円

農地の相続税等納税猶予制度の改善

【農林水産省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 納税猶予を受けた農地を道路整備など公共事業目的のために無償で寄附した場合において、猶予の継続がなされるよう制度を改善していただきたい。

現 状

- 納税猶予を受けた農地の一部を道路整備等のため無償で寄附した際に、公共事業目的への寄附であるにも関わらず、相続税等納税猶予が取り消され、寄附する面積に応じた相続税等を納付しなければならない。

課 題

- 寄附者においては、地域の利便性向上のため農地の一部を無償で寄附する意向があるにも関わらず、納税猶予が取り消されることが負担となり、用地提供が進まない状況がある。

参考1 現行の制度と要望内容

	現行	要望内容
無償寄附による農地の相続税等納税猶予の改善	納税猶予を受けている農地を道路等として無償寄附した場合には譲渡する面積に応じた相続税等及び利子税が賦課される	納税猶予を受けた農地を道路等へ無償寄附した場合の相続税等及び利子税の納税猶予の継続を措置する

白川改修事業・立野ダム建設事業の促進

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 白川の治水安全度向上のため、先般変更された河川整備計画に沿って、河道改修事業を着実に実施していただくとともに、立野ダムの早期完成を図っていただきたい。
- 2 明午橋から大甲橋間の「緑の区間」については、地域住民等の意向を把握しながら、治水安全度を高める取組を推進いただきたい。
- 3 立野ダム建設について流域住民の方々の理解を深めるための取組を継続していただきたい。

現 状

- 白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町など2市3町2村を流域とし、本市中心部を貫流する1級河川で、これまでの治水対策により治水安全度が向上してきたことで、半導体や自動車部品など九州を牽引する企業が進出してきており、経済の好循環などのストック効果が発現されつつある。
- また、明午橋から大甲橋間の「緑の区間」では、イベント等の開催によって、市民への潤い・癒し・賑わいが創出され、水辺からまちなかへ広がりをみせている。
- さらに、平成30年（2018年）8月には、立野ダムの本体工事着工を迎え、令和2年（2020年）1月には、白川河川激甚災害対策特別緊急事業の竣工と更なる治水安全度の向上を目指した河川整備計画の変更がなされている。

課 題

- 近年の局地化・激甚化する集中豪雨等による大規模災害に対応するため、白川の治水安全度の向上が喫緊の課題となっている。

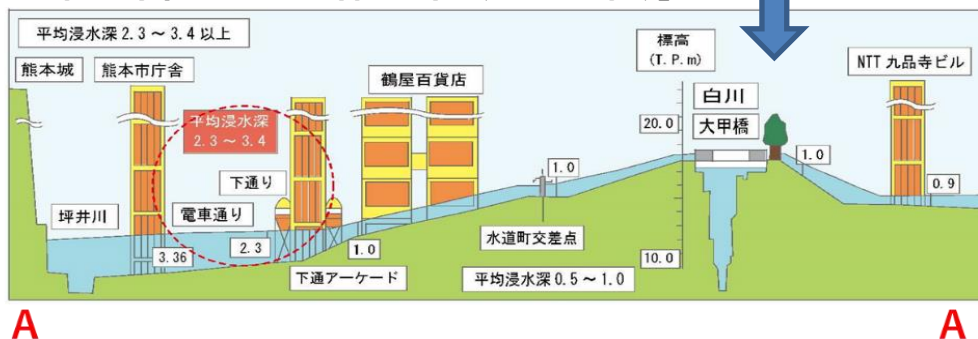
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位(A-A'断面)】



下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 下水道の機能を継続的に発揮させるため、地震対策、浸水対策など、下水道関係予算の確保に努めていただきたい。
- 2 改築需要の増大が見込まれる中、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、必要な財源の確保と適切な支援を行っていただきたい。
- 3 浸水対策や高度処理の施設整備等、短期間に多額の投資が必要な事業について、事業費の変動に応じた柔軟な財政支援を行っていただきたい。

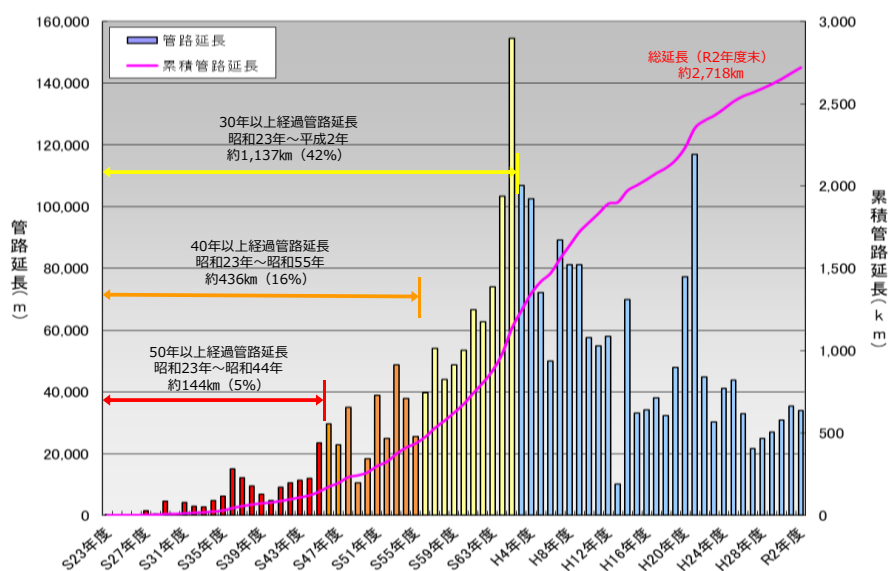
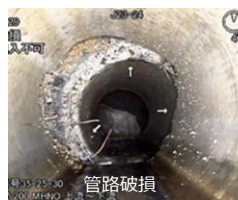
現 状

- 本市では、平成 28 年熊本地震や、近年、全国で頻発している浸水被害をふまえ、下水道施設の耐震化や浸水対策の取組を進めている。
- 老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を行っているが、今後、事業費の増大が見込まれる。
- また、今後予定している雨水ポンプ場等の整備や「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(H14.11)に基づいて「有明海流域別下水道整備総合計画」が策定され、その方針である高度処理施設の整備においては、短期間に多額の集中投資が必要となる見込みである。

課 題

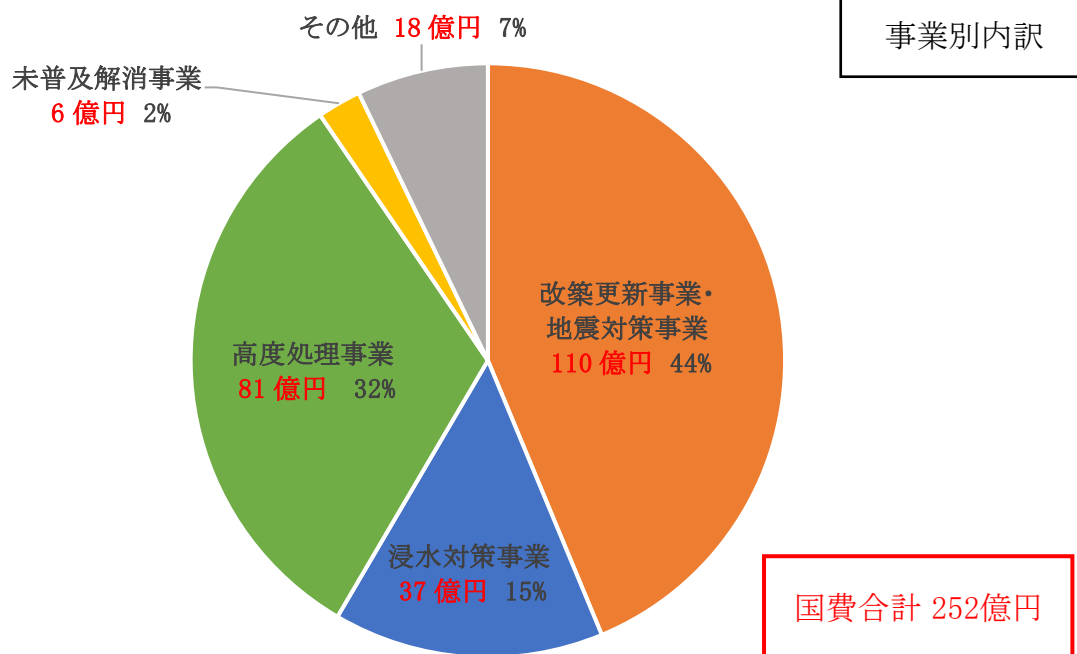
- 下水道事業には多くの予算が必要であり、予算確保がなされない場合、地震対策や浸水対策等、国土強靱化の取組に遅れが生じる。
- 今後増加が見込まれる老朽化対策事業について、必要な財源と適切な支援がなされない場合、公衆衛生や公共用水域の水質の悪化、道路陥没による社会経済への影響等が生じる。
- 浸水対策や高度処理の施設整備にあたっては、短期間に投資が集中することから、柔軟な財政支援がなされない場合、計画的な事業推進に影響が生じる。

参考 1 熊本地震の被害状況および本市の下水道管路整備状況



参考 1 熊本市上下水道事業経営戦略（R2～R11）における財政見通し

計画期間中に約 1,129 億円の投資を予定しており、その財源として
約 252 億円の国費を見込んでいる



⑧環境・まちづくり分野

第4回アジア・太平洋水サミット後の 地下水保全対策への支援

【環境省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 地域における地下水保全対策を更に推進するための新たな財政支援制度を創設していただきたい。
- 2 第5回アジア・太平洋水サミット開催に向け、「熊本宣言」の確実な実施のためのフォローアップ会議を開催していただきたい。
- 3 アジア・太平洋地域のユースが各国の水問題解決に向けた議論を定期に行うための仕組みを創設していただきたい。

現 状

- 熊本市は、水循環基本法に基づく流域水循環計画である「第3次熊本市地下水保全プラン」に基づき、住民・事業者・行政が連携し、市域を超えた水源かん養林整備や、水田湛水事業等の水量保全対策に取り組んでいる。
その効果として、減少していた江津湖の湧水量が近年増加傾向にある。
また、2019年に地下水の硝酸性窒素による汚染防止を目的とする「熊本市東部堆肥センター」を整備し、水質保全対策にも取り組んでいる。
- このような中、2022年4月に本市で開催された「第4回アジア・太平洋水サミット」では、アジア・太平洋地域における様々な水問題の解決に向けた連携を強化し、持続可能で災害に強い「質の高い社会」の実現を目指す「熊本宣言」が採択された。
- また、同サミットでは、環境活動を行っている市民団体や民間事業者のほか、将来を担うユース（高校生）が水問題に関する研究活動を発表するなど、学習・活動してきた成果を、広く国内外に発信した。

- この「熊本宣言」及びユースによる活動は2023年に開催される「国連水会議」へと繋がり、アジア・太平洋地域のみならず、世界の水の未来にとって希望の道筋となるものである。

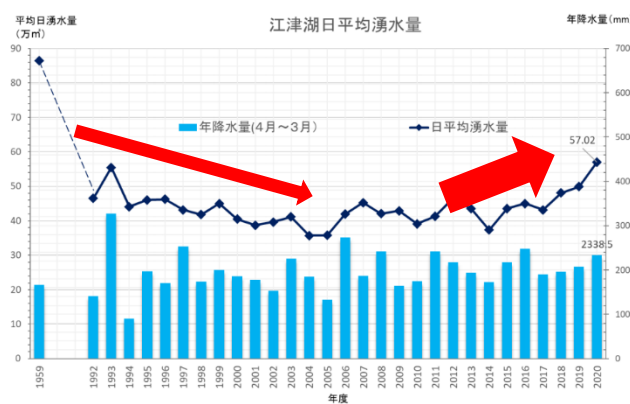
課 題

- 次世代へ健全な水循環を継承していくためには、圏域を超えた住民・事業者・行政協働による様々な地下水保全対策を継続するための国による財政支援が必要である。
- 将来を担うユースが、アジア太平洋地域の水問題に関わる様々な課題や取組を共有し、アジア・太平洋地域をネットワーク化し、地域の実情に応じた活動の発展に結びつけるための環境整備が必要である。
- 第4回アジア・太平洋水サミットの成果を一過性のものではなく、世界の水問題の解決に向けた動きを加速させるためには、「熊本宣言」の内容を定期的にフォローアップしていく必要がある。

参考1 熊本市における地下水の質と量の保全の取組

	事業名	概 要	予算額
			R4
1	地下水質監視経費(経常)	地下水の水質の調査を実施し、地下水の環境基準適合状況の把握及び地下水汚染地域の継続的な監視等を行う。	3,037
2	化学物質汚染調査経費	公共用水域、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の調査を実施し、ダイオキシン類の環境基準適合状況を把握する。	1,584
3	地下水浄化対策経費	地下水汚染地区において浄化対策を実施するとともに、その効果を把握するための調査を行い、地下水の環境基準達成を図る。	1,792
4	硝酸性窒素削減対策経費	熊本市硝酸性窒素削減計画に基づき、削減のための具体的な施策を実施する。	160,000
5	地下水位観測経費	地下水保全のため地下水位の状況を常に監視するとともに、収集されたデータを将来の地下水利用に関する予測調査を行うための解析等に活用する。	4,046
6	水源涵養林整備経費	地下水の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川・緑川等の上流域である地下水かん養地域において、森林づくりを推進する。	53,000
7	白川中流域かん養推進経費	地下水量保全を目的に、本市の地下水に最も効果の高い白川中流域において、転作田を活用した地下水かん養事業を推進する。	55,000
8	節水対策経費	雨水貯留施設を設置する市民に対して助成金を交付する。また、学校や地域における節水学習会をとおし、節水型社会の構築を図る。	4,900
9	東部たい肥センター管理運営経費	東部地域の家畜排せつ物の処理を適正化することで、硝酸性窒素濃度を低減し、本市地下水を将来に亘り健全な状態で保全する。	135,366
10	広域水保全体制運営経費	公益財団法人「くまもと地下水財団」へ負担金を交付し、地下水保全対策に関する熊本地域の連携を図る。	6,727
合計(単位:千円)			425,452

参考2 水田湛水事業の様子と江津湖湧水量の推移



令和3年度地下水かん養量・・・1,416 万 m^3
(熊本市民の生活用水使用量の約 90 日分)

参考3 水源涵養林整備事業



令和2年度地下水かん養量・・・704 万 m^3
(熊本市民の生活用水使用量の約 45 日分)

参考4 東部堆肥センターについて 整備費：16 億円



東部堆肥センターの処理状況推移

年度	2019	2020	2021
対象畜舎数	43軒	43軒	42軒
頭数	3,250頭	3,280頭	3,327頭
処理量	31,266t	29,722t	27,388t

再犯防止の推進に対する支援

【法務省】

提案・要望内容

- 1 地方自治体が実施する再犯防止等に係る取組に対し、財政支援をしていただきたい。

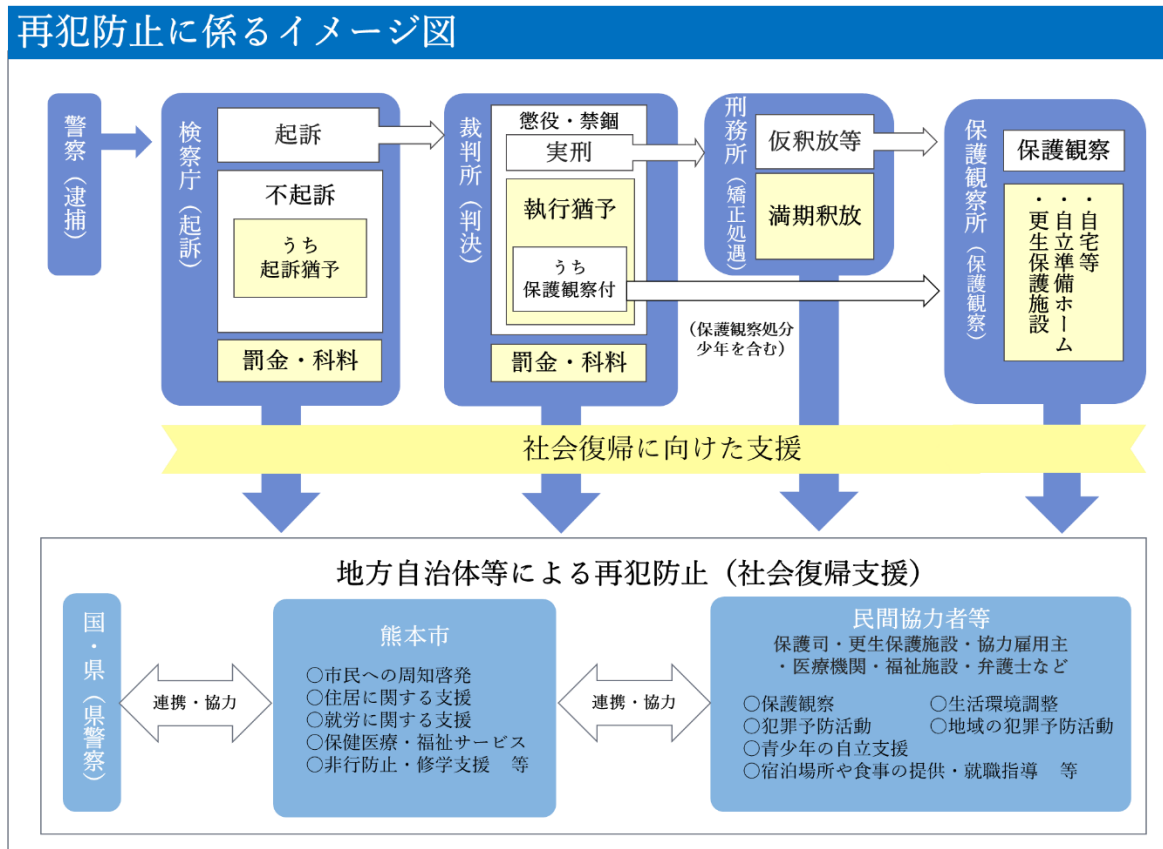
現 状

- 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和3年3月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定。
- 計画策定に先立ち、平成30年度から令和2年度まで「地域再犯防止推進モデル事業」（就労活動支援）を法務省からの受託により実施し、計画に反映。
- 令和3年度より、計画に基づく再犯防止推進施策を本格的に実施しているが、令和3年度及び令和4年度の国予算では、本市の事業を対象とした再犯防止の推進に関する交付金制度は創設されなかった。

課 題

- 再犯防止推進計画に掲げる協議会開催や就労支援等の取組みを確実に安定的に推進するためには財政支援が必要である。

参考1 再犯防止に係るイメージ図



※R4 年度事業 要求額 676 千円 (決定額 676 千円)

- 1 就労支援業務委託 委託料 556 千円
保護観察中の方や出所予定者を対象とした求人情報誌発行
(年 1 回・300 部/協力雇用主の募集、対象者とのマッチング等を含む)
- 2 熊本市再犯防止推進連絡会 開催経費 報償費 120 千円

※参考：国の地域再犯防止推進モデル事業実施自治体 累計 36 団体

- ・都道府県 32 団体 (市と共同実施 5 団体含む)
- ・政令市 4 団体